

平成30年度～平成35年度

仙北市第3次障がい者計画

平成30年度～平成32年度

第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画

暮らす人、訪れる人 ともにいきいきと
すごせるまちを目指して

仙 北 市

平成30年3月

「あなたもわたしも安心して
暮らせるまちづくり」を目指して



第5期仙北市障がい福祉計画は、障害総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、今回から児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」も一体的に策定するものとなりました。

仙北市では、地域生活の支援や障がい児支援への細やかな対応等、制度改正に対応するため、平成26年度に策定した第4期障がい計画（平成27年度～平成29年度）を見直します。

今回策定しました第5期仙北市障がい福祉計画（第3次障がい者計画）等では、あなたもわたしも安心して暮らせるまちづくりの実現を目指していきます。

今後も、市民、事業者、市が一体となり障がいのある人の自立や社会参加を支援をしていくため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

終わりになりますが、計画の策定にご協力いただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメント、アンケート調査等を通じてご意見等をいただきました市民の皆様や関係機関の皆様に心からお礼申しあげます。

平成30年3月31日

仙北市長 門脇 光浩

目 次

I 計画の策定にあたって

1	計画の目的と性質	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の性質	2
(3)	計画の位置付け	4
2	計画策定の背景と推進方策	6
(1)	計画策定の背景	6
(2)	制度改正の内容	7
(3)	計画の策定・推進体制	14
3	計画の推進方向	16
(1)	基本とする考え方	16
(2)	施策分野別の目標	17
(3)	施策の体系	18

II 障がい者の状況

1	市の人口・世帯	21
2	障がい者数と障がい者の暮らしの状況	23
(1)	障害者手帳の交付状況	23
(2)	身体障害者手帳の交付状況	24
(3)	療育手帳の交付状況	26
(4)	精神障害者保健福祉手帳の交付状況	27
(5)	特定医療費（指定難病）受給者等（難病患者等）	28
(6)	乳幼児健康診査の受診状況	28
(7)	療育訓練事業の状況	29
(8)	障がい児保育・特別支援教育の状況	29
(9)	雇用状況	30
(10)	障害者就労施設等からの物品等の調達状況	32
3	各種福祉サービス等の状況	33
(1)	障害支援区分と障害福祉サービス	33
(2)	地域生活支援事業	38
(3)	医療費助成の受給状況	40
(4)	福祉手当等の各種手当支給状況	41
(5)	その他	41
4	アンケート調査結果の状況	42
(1)	調査の概要	42
(2)	調査結果からみる状況	43

III 障がい者計画

1 生活支援《相談・健康づくり・生活支援》	65
(1) 相談・情報提供の充実	66
(2) 健康づくりの推進	68
(3) 生活支援の推進	69
2 社会参加《育成・就業・社会参加》	71
(1) 育成支援	73
(2) 就労の促進	75
(3) 社会参加活動への参加促進	76
3 地域のバリアフリー化と安心づくり《相互理解・生活環境》	78
(1) 心のバリアフリーの推進	79
(2) 安心できる生活環境づくりの推進	80

IV 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本事項	85
(1) 計画の基本的理念	85
(2) 計画の成果目標	86
2 事業の展開	92
(1) サービスの体系	92
(2) 自立支援給付事業の推進	94
(3) 地域生活支援事業の推進	105

V 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制の整備と進行管理	111
-------------------	-----

資料編

1 仙北市障害者総合支援協議会設置要綱	113
2 仙北市障害者総合支援協議会委員名簿	115
3 仙北市障がい者計画等策定委員会設置要綱	116
4 仙北市障がい者計画等策定委員会委員名簿	118
5 用語説明	119

【「障がい」「障害」の表記について】

- ・固有名詞以外の特定の事項を示さないものについては、「障がい」とひらがな表記をしています。
- ・法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知等の名称やそのなかで使用している用語、団体名、施設名、組織名、事業等の固有名詞については、そのまま表記しています。

I 計画の策定にあたって

I 計画の策定にあたって

1 計画の目的と性質

(1) 計画の目的

「地域でいきいきと、愛着のある仙北市で暮らしていきたい」という想いは、市民共通の願いです。しかし、障がい者は、年齢、障がいの程度・種別、生活状況はさまざまで、一人ひとりが日々の生活の場面でさまざまな支援ニーズを抱えています。また、支援ニーズは多様化・複雑化しており、国・県、市の障がい者施策は、こうした支援ニーズに対し十分対応したものになっているとはいえない状況です。

一方で、発達障害者支援法の施行（平成17年度）、障害者自立支援法の施行（平成18年度）、特別支援教育の本格実施（平成19年度）、また平成25年度には、障害者自立支援法が改正され障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行されるなど、法制度がめまぐるしく変わる中で、こうした法改正に対応した市の障がい者支援の新たな仕組みづくりを行っていくことが重要です。

仙北市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は、これまでの障がい者（児）（以下「障がい者等」といいます。）の施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者等の増加や、障がい者等の社会参加意欲の一層の高まり、法改正等に迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がいのあるすべての人が、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定します。

(2) 計画の性質

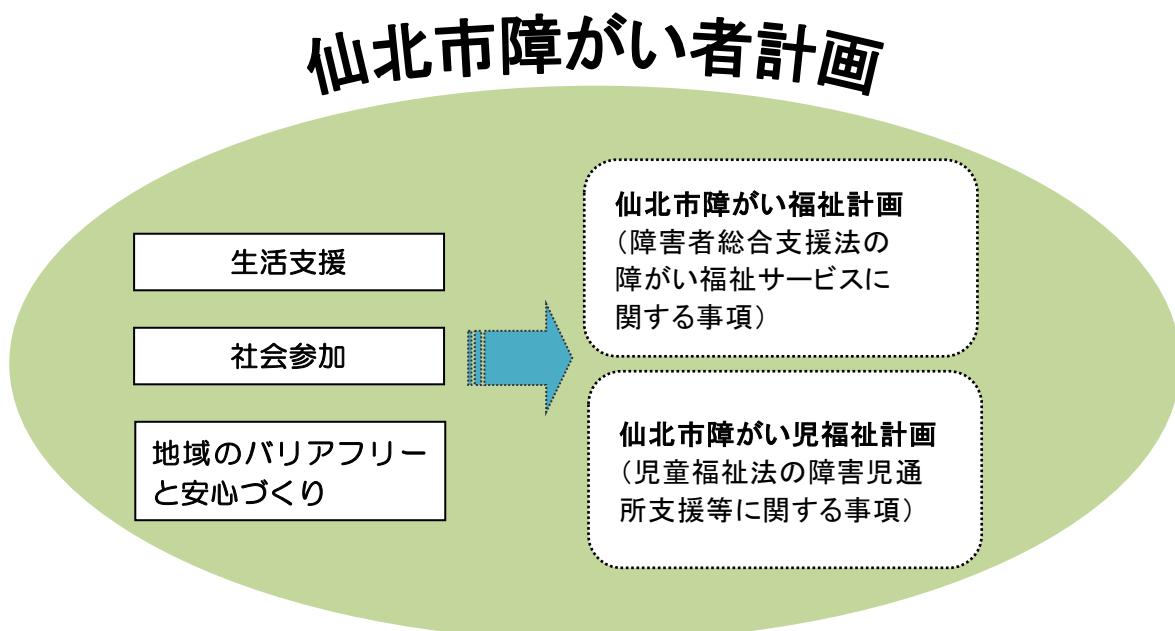
①計画の法的根拠と期間

仙北市第3次障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めます。また、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、自立支援給付・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める計画として仙北市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画があり、この2計画が市の障がい者施策の方向を示すものです。

仙北市第3次障がい者計画の期間は平成30年度から平成35年度までの6年間とします。また、障がい福祉計画の期間は、平成20年度までを第1期、それ以降3年ごとに計画を見直し、平成30年度から平成32年度までの3年間を第5期計画として策定します。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により障がい児福祉計画を新たに策定することとなり、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画等について、平成30年度から平成32年度までの3年間を第1期計画とし、第5期障がい福祉計画と一緒にものとして策定します。

【障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画】



【計画期間】

	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
障がい者計画				第3次		
障がい福祉計画		第5期			第6期	
障がい児福祉計画		第1期			第2期	

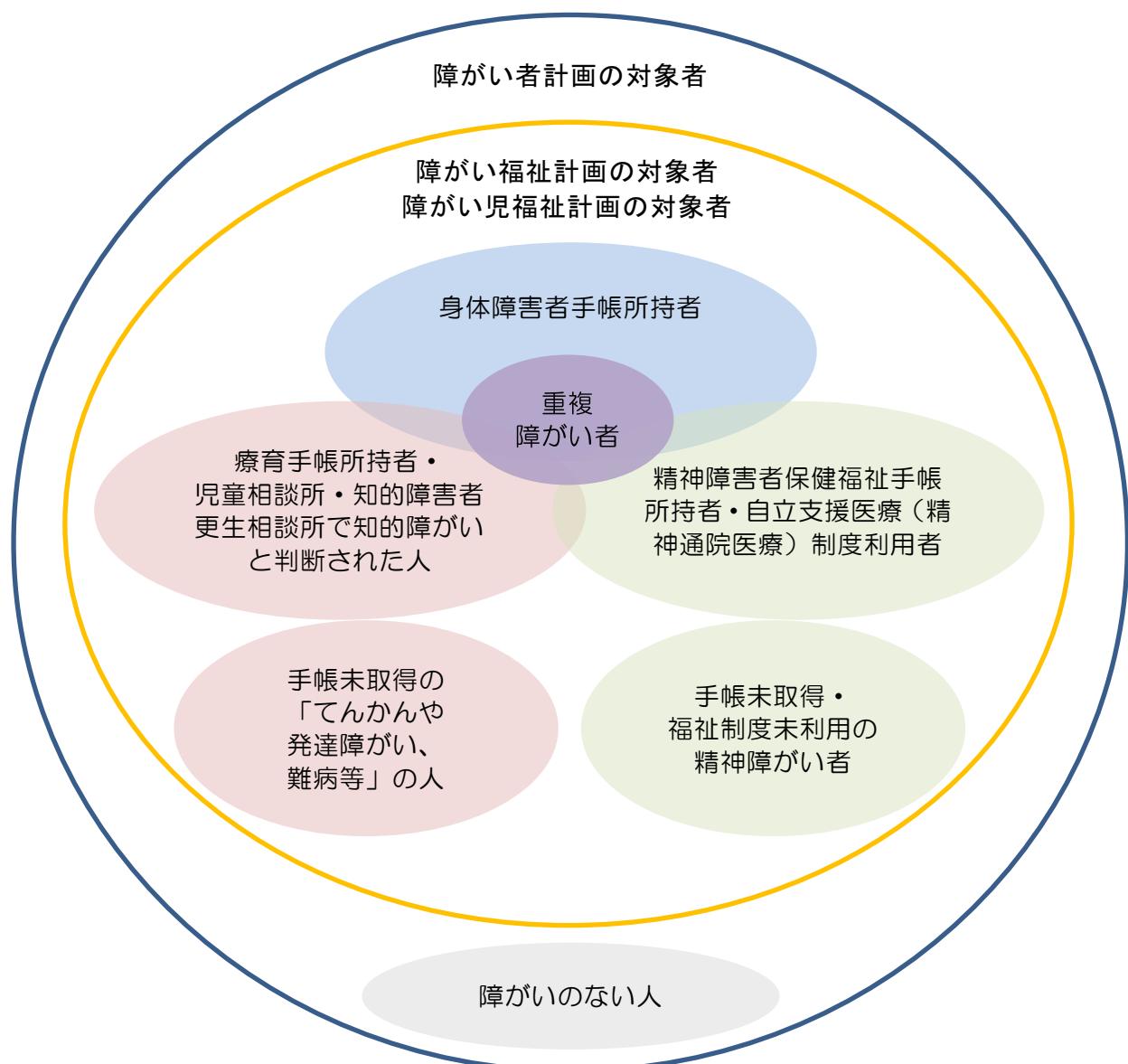
②計画の対象者

障がい者計画は、障がい者だけでなく、全市民を対象とした、全市民のための計画です。

「障がい者」の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」とされていますが、障害者基本法は、平成5年の制定時に国会の附帯決議で、てんかんや発達障がい、難病等に起因する障がいのある人も対象とすることが明示されており、これらの人も障がい者計画の「障がい者」とします。

一方で、障がい福祉計画は、自立支援給付（介護給付・訓練給付）・地域生活支援事業等のサービスを受ける人を対象としており、障がい児福祉計画は障害児通所支援のサービスを受ける児童を対象とします。

【計画の対象者】



(3) 計画の位置付け

①計画の位置付け

本計画は、「第2次仙北市総合計画」を最上位計画とし、健康福祉医療の施策大綱である『優しさにあふれ健やかに暮らせるまち』を推進するものです。

②地域福祉計画との関係

仙北市地域福祉計画は、地域福祉施策分野の個別計画に基づく施策を推進するうえでの共通の理念に位置付けられます。

支援を必要とする人の状況に応じたきめ細かな対応を図り、行政や関係機関団体等の福祉サービスの充実だけでなく、市民の積極的な参画を得ながら、ネットワークを構築することが求められており、市民一人ひとりが福祉の心を持ち、相互関係を築き、市民と行政等の連携による地域福祉の基盤整備が進むことにより障がい者の生活の質の向上や社会参加などが進みます。

③高齢者福祉計画・介護保険事業計画との関係

障がい者施策と介護保険制度に共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者及び特定疾病（脳血管疾患等）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策で実施します。平成30年度以降、訪問介護、通所介護等について、高齢者や障がい者（児）がともに利用できる「共生型サービス」が創設され、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所は、もう一方の制度における指定が受けやすくなります。

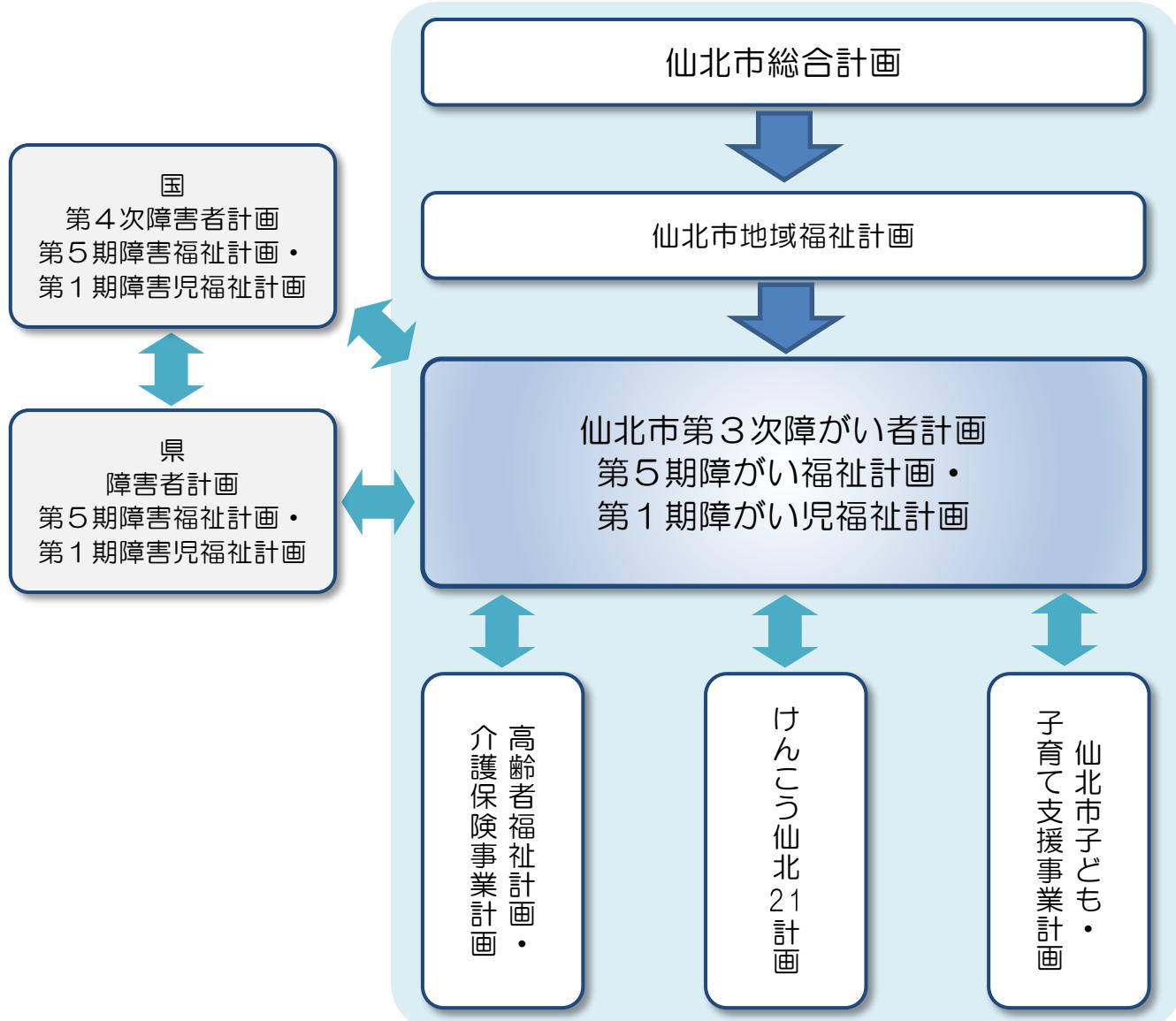
④子ども・子育て支援事業計画との関係

障がい児については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定され、同法に基づき、教育、保育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることを重要とし、子ども・子育て支援事業計画にて策定することとしています。これらのことから、仙北市第1期障がい児福祉計画においては、子ども・子育て支援事業計画との整合・連携を図り、策定することになります。

⑤けんこう仙北21計画との関係

ライフステージに応じた心身の健康づくりの施策により、障がいの予防や引き伸ばしに役立つほか、各種検診の実施、受診勧奨、フォローアップにより、障がいの早期発見や適切な治療へつなげるなどが健康施策で実施します。

【他計画との関連】



2 計画策定の背景と推進方策

(1) 計画策定の背景

国は、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」の施行、平成28年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法を整備してきました。

平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」を公布し、平成30年4月からの施行となりました。これは、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るために環境整備等を行うことを目的とするものです。

平成29年3月の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、地域共生社会の実現のための規定の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、発達障がい者支援の一層の充実が示されています。

平成29年4月の「障害者基本計画（第4次）」の策定に当たっての基本的考え方においては、各分野に共通する横断的視点として、障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援、P D C Aサイクル等を通じた実効性ある取り組みの推進が示されています。

(2) 制度改正の内容

①障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

平成28年5月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました（平成30年4月1日施行）。この法律においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとされています。法律の概要については、以下の通りです。

【法律の概要】

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整と支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護については、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきました低所得者の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得状況や障がい程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする（※平成28年6月3日施行）
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間での取替えが必要な障がい児の場合などに貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を整備する

②第4次障害者基本計画について

国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月策定）には、「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行、2020年の東京パラリンピック開催決定があります。各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約」の理念の尊重・整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援などが示されています。

障害者基本計画(第4次)の策定に当たっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第4次）の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画

計画期間：平成30（2018）年度から34（2022）年度までの5年間

2. 障害者基本計画（第4次）の背景

背景①：障害者権利条約の批准

⇒分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要

背景②：障害者差別解消法の施行

⇒差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要

背景③：2020東京パラリンピックの開催決定

⇒先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題① アクセシビリティの向上

- 社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要
- 社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力に取組を推進

課題② 性別、年齢による複合的困難への配慮

- 障害のある女性や障害のある子供は複合的困難な状況に置かれる場合がある
- 複合的困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③ 統計・PDCAサイクルの充実

- ”Evidence Based Policy”の観点から障害当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
- PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障害者施策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6) PDCAサイクル等を通じた実行性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害者と障害のない者が、お互いに自然な態度で接するが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

③第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、計画策定にあたって参考すべき内容は以下の通りです。

基本指針見直しの主なポイント

○地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

→平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（広域設置も可）。

○障害児支援の提供体制の計画的な整備

①地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センター（児童福祉法）の専門機能を強化し、地域における中核的な支援施設として位置づける

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③地域社会への参加・包容の推進

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障害児
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児
- ・虐待を受けた障害児

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

○発達障害者支援の一層の充実

- ・都道府県及び指定都市は、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置を進める。
- ・発達障害者の支援の体制の整備を図るために、発達障害者支援地域協議会の設置に努める。

新規サービス (市町村対応)

- ・自立生活援助
(施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回や随時対応サービス)
- ・就労定着支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

地域共生社会の実現に向けた取組

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障害児支援の提供体制の計画的な整備

障害児支援の提供体制の確保

発達障害者支援の一層の充実

発達障害者支援地域協議会の設置

●障害福祉サービス等に係る成果目標

福祉施設から地域生活への移行	【移行者の増加】 →H28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
	【入所者の削減】 →H28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減 ※4期計画目標の未達成分は積み上げが求められる。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	【協議の場の設置】 市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。(広域設置も可)。
	【精神病床における早期退院率】(都道府県) →入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上、6ヶ月時点84%以上、1年時点90%以上
地域生活支援拠点等の整備	【在院期間1年以上の長期入院患者の減少】(都道府県) →65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推計式により設定
福祉施設から一般就労への移行促進	障害者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性の確保、サービス拠点整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能)
	(意向者の増加) →H28年度実績の1.5倍以上
	【就労移行支援事業の利用者の増加】 →H28年度末の実績から2割以上増加
	【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】 →利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上に
	【就労定着支援】(新) →支援開始から1年後の職場定着率を8割以上に

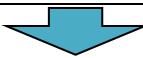
●障害児支援に係る成果目標（新項目）

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置する。(圏域設置も可) ・全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築(児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなど)
重症心身障害児を支援する事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保する。(圏域設置も可)
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。(圏域設置も可)

【障がい者制度改革の動向】

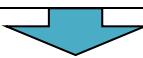
H18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入等



H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名※H26年1月批准

- 内容（全50条）障がい者の市民的・政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止



H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

障害者基本計画関連

H22年12月
「障害者制度改革推進会議」にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

障害福祉計画等関連

「障害者自立支援法」等の一部改正

その他の関連法

- H22年12月10日公布・施行
 - ・発達障がいが障害者自立支援法の対象になることの明確化
- H23年10月1日施行
 - ・グループホーム利用の助成
- H24年4月1日施行
 - ・応能負担原則への見直し
 - ・支給決定プロセスの見直し

**H23年8月成立
「障害者基本法」改正**

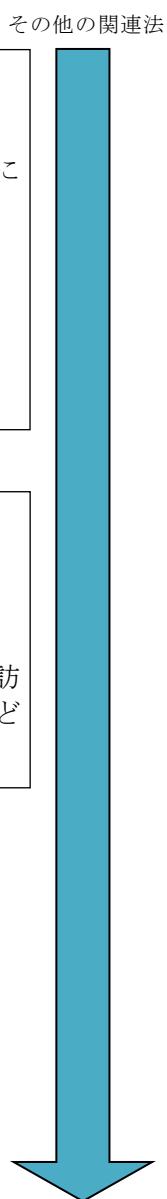
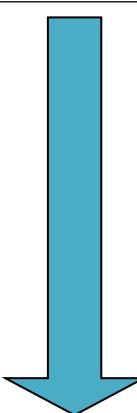
- H23年8月5日公布・施行（一部を除く）
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

**H24年6月成立(H25年4月施行)
「障害者総合支援法」制定**

- 「障害者総合支援法」制定
- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加

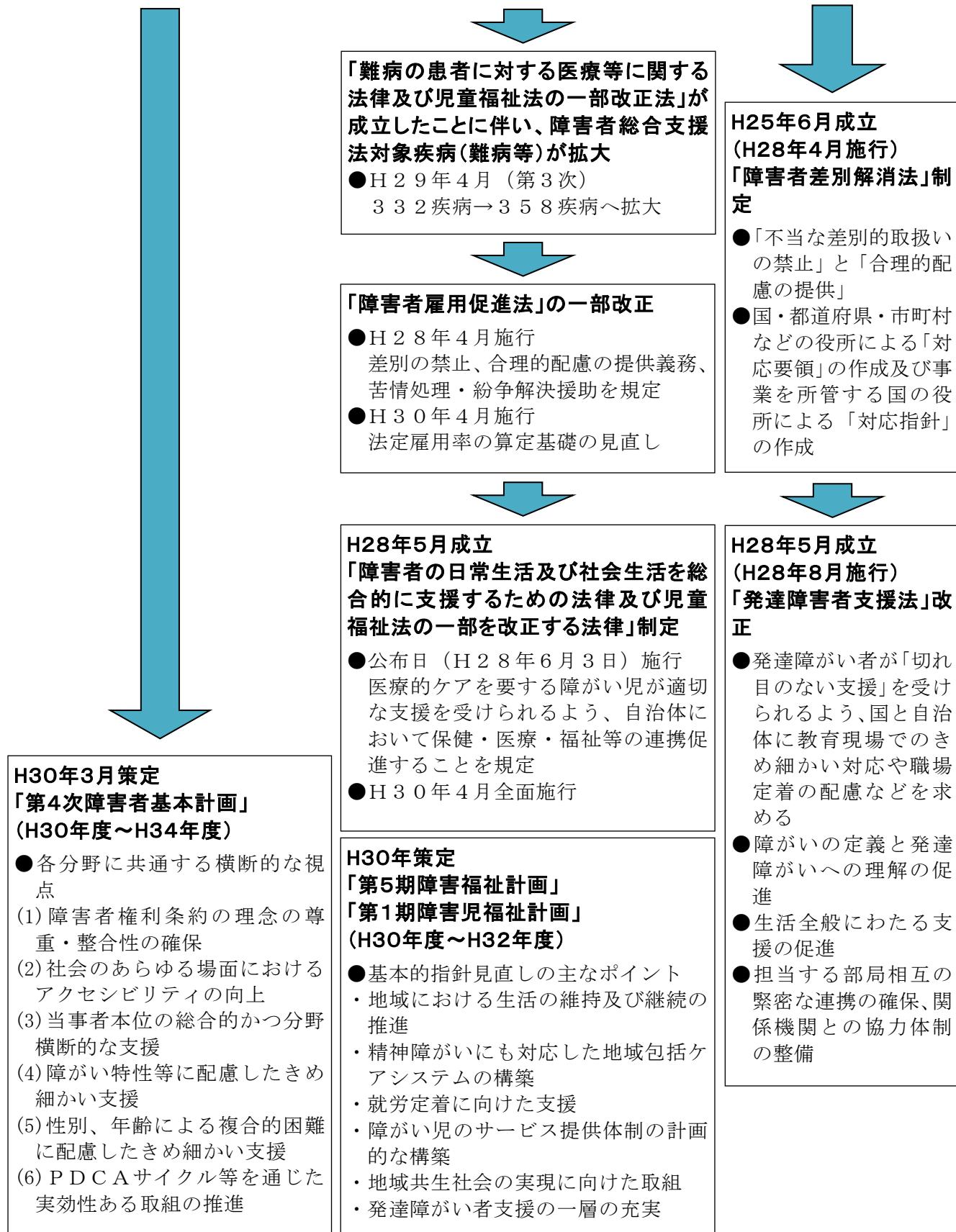
**H25年9月閣議決定
「第3次障害者基本計画」
(H25年度～H29年度)**

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加



【障がい者制度改革の動向続き】

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(H26年2月19日～)



(3) 計画の策定・推進体制

①平成18～20年度（第1期障がい福祉計画）

計画の策定にあたっては、障がい福祉関係者、保健医療福祉関係者、サービス提供事業者、行政関係者等からなる「仙北市障害者計画等策定委員会」を設置し、協議を重ねて策定しました。

また、計画の策定には、市に居住する身体障害者手帳所持者の50%（無作為抽出）、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は全員を対象にアンケート調査を、平成18年11月下旬～12月中旬に実施しました。また、仙北市の利用者がいる事業者に、新体系への移行等についての考え方やサービス提供体制等に関するアンケート調査を行いました。

②平成21～23年度（第2期障がい福祉計画）

計画の見直しにあたっては、地域自立支援協議会で、協議を重ねて策定しました。また、在宅で障害福祉サービスを利用している人と仙北市療育訓練事業や障がい者行事の参加者に、アンケート調査を平成20年11月下旬～12月中旬に実施しました。

仙北市の利用者がいる事業者には、新体系への移行等についての考え方やサービス提供体制等に関するアンケート調査を平成20年7～8月に行いました。

障がい者計画は、障がい者だけでなく、全市民を対象にした、全市民のための計画であるという視点から府内関係機関に意見を求めました。第2期はその後の状況の変化による見直しについての意見をうかがい、また計画の着実な推進を図るため、関係機関等と連携して定期的に協議を行いました。

③平成24～26年度（第3期障がい福祉計画）

障害者自立支援法が施行されてから5年が経過し、障がい者が地域で自立した生活を支援するさまざまなサービスや意識は、かなり浸透してきているようですが、まだ十分ではありませんでした。こうした状況の問題点を探るため、サービス事業所や関係機関、各種福祉団体等から現状の聞き取り等を行いながら策定を進めました。

計画策定にあたっては、地域自立支援協議会委員に「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、障がい者計画及び第2期障がい福祉計画の推進状況を参考として幅広く意見をうかがいながら策定しました。

④平成27～29年度（第4期障がい福祉計画）

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、翌年には2段階目の改正がされたところです。障がい者の範囲に制度の谷間を埋めるべく難病等の人を対象に加え、幅広くサービス利用できるようになりました。しかし、社会資源の不足等課題が多い現状を踏まえ、仙北市障害者総合支援協議会の委員の方々に、継続してこの課題を協議していただき策定しました。

⑤平成30～32年度（第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）

平成28年5月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立（平成30年4月1日施行）と、平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、平成30年度からは、国の「障害者基本計画（第4次）」、「第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画」と同時改訂となります。

計画策定にあたっては、市に居住する身体障害者手帳所持者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（児童を含む）と障がいのない方を対象に、平成29年12月上旬～1月初旬を調査期間としたアンケート調査を実施しました（42ページに詳細記載）。

さらに、仙北市障害者総合支援協議会の委員に「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、第2次障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の推進状況を参考しながら、第3次障がい者計画及び第5期障がい福祉計画の策定のためのご意見をうかがい、さらに、第1期障がい児福祉計画の策定のため、障がい児の現状を踏まえ、幅広くご検討いただきながら策定するものです。

3 計画の推進方向

(1) 基本とする考え方

①基本視点

障がいは誰にとっても身近なものです、そのことに気がつきにくい面があります。障がいのある人もない人も、障がいについてもっとよく知ることが、ノーマライゼーションの考え方を広め、地域でともに育ち、暮らすために不可欠です。

そのためには、障がいをマイナス面で分類するのではなく、障がいごとの特性や年齢や生活様式等、その人を取り巻く環境からとらえることが大切です。

【基本視点】

視点 1 地域でともに暮らすこと

視点 2 障がいを身近な問題ととらえ、考えたり、わかり合うようにすること

視点 3 障がいの種類や程度、年齢等による個性や特性に配慮すること

②計画の理念

第2次仙北市総合計画における健康福祉医療の施策大綱は、『優しさにあふれ健やかに暮らせるまち』であり、保健活動・健康づくりの推進や医療体制の充実をはじめ、障がい者（児）福祉の充実について示されています。

仙北市に暮らす障がいのある人、お年寄りや社会的にハンディキャップのある人も、また仙北市を訪れる人も、ともにいきいきとすごし、ふれあいのあるまちを目指し、本計画の理念を以下のように設定しました。

【計画の理念】

暮らす人、訪れる人
ともにいきいきとすごせるまちを目指して

(2) 施策分野別の目標

目標 1**生活支援****《相談・健康づくり・生活支援》**

相談した人が安心できる対応や必要な情報提供等の体制づくりと、暮らしを支援するサービス、介助者を支援する取り組み、健康づくり等を組み合わせて利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように支援体制の充実を図ります。

目標 2**社会参加****《育成・就労・社会参加》**

仙北市の子どもたちがそれぞれ個性と可能性を伸ばせるように、支援が必要な子どもと家庭での育ちを保健・福祉・教育の分野が連携して支援します。

そして、すべての人が社会的に自立し、自らさまざまな活動に参加して潤いある暮らしを営めるように、障がいのある人の就労支援、学習活動や交流活動への参加を支援して、ともに暮らす環境づくりを推進します。

目標 3**地域のバリアフリー化と安心づくり****《相互理解・生活環境》**

毎日の暮らしの中から、障がいのある人が活動したり、暮らすうえでの障壁（バリア）を取り除く取り組みを進めます。このため、障がいに関する理解を深めるなど意識の障壁（バリア）を取り除くとともに、道路や建物・交通手段等の生活基盤をはじめ、災害や事故等の安全対策におけるハード面について、地域のバリアフリー化を継続して推進していきます。

(3) 施策の体系

目標	施策の方向	主な事業
生活支援【目標1】	(1) 相談・情報提供の充実	①相談支援のネットワーク化 ②情報提供の充実 ③権利擁護の推進
	(2) 健康づくりの推進	①障がいの早期発見・予防 ②健康づくり
	(3) 生活支援の推進	①障害福祉サービス・障害児福祉サービスの推進 ②その他の支援サービスの推進 ③地域の中で暮らすための支援
社会参加【目標2】	(1) 育成支援	①子育て支援・療育体制 ②学び・学校生活
	(2) 就労の促進	①就労の促進 ②就労を支援する取り組み
	(3) 社会参加活動への参加促進	①生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進 ②まちづくりへの参画 ③障がい者団体の活動支援 ④参加しやすくするための取り組み
地域のバリアフリー化と安心づくり【目標3】	(1) 心のバリアフリーの推進	①福祉教育の推進 ②相互理解と交流の推進 ③地域が支える活動の推進
	(2) 安心できる生活環境づくりの推進	①快適な生活環境づくり ②安全対策 ③住まいの改善・整備

【関係課・関係機関一覧】

1	社会福祉課	8	保健課	15	ハローワーク
2	総務課	9	包括支援センター	16	特別支援学校
3	財政課	10	観光課	17	医療機関
4	会計課	11	建設課	18	サービス事業所等
5	総合防災課	12	教育総務課	19	その他の関係機関
6	子育て推進課	13	生涯学習課		
7	長寿支援課	14	仙北市社会福祉協議会		

II 障がい者の状況

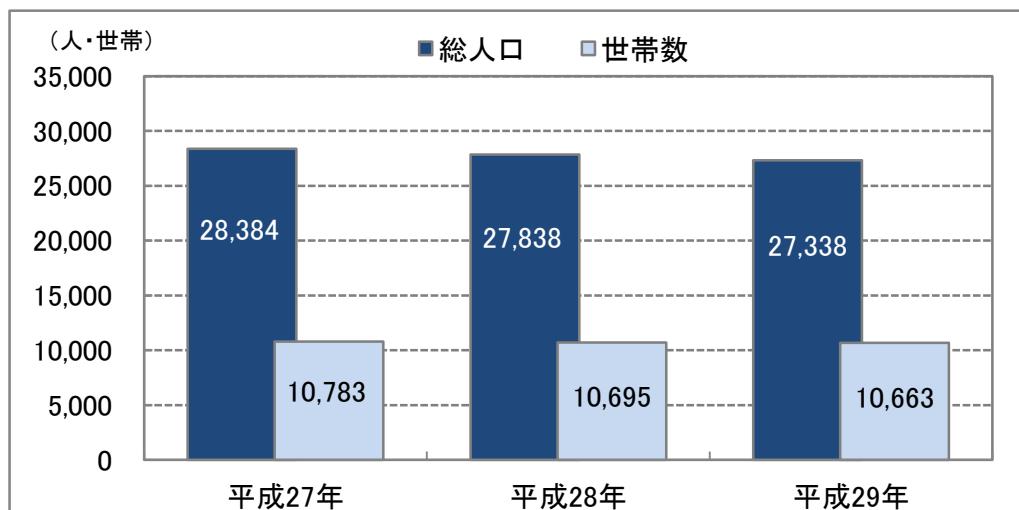
II 障がい者の状況

1 市の人口・世帯

市の総人口は、平成27年は28,384人でしたが、平成29年には27,338人と1,046人減となっています。世帯数では、平成27年の10,783世帯から平成29年の10,663世帯と120世帯減となっています。

世帯構成では、一般世帯が平成22年の9,841世帯から平成27年には9,559世帯と282世帯減少しています。核家族世帯はやや減少しているものの、単独世帯は2,126世帯から2,338世帯と212世帯増加し、市においても少子高齢化の進行やひとり暮らし高齢者等の増加が予想されます。

【人口動向（各年3月31日現在）】



資料：住民基本台帳

【世帯構成（各年10月1日現在）】

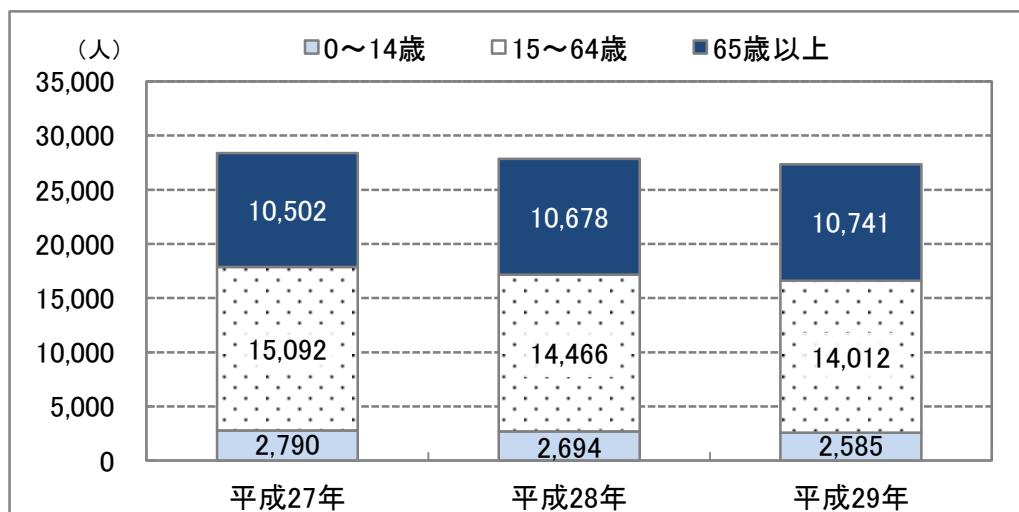
	一般世帯				
		親族世帯		非親族世帯	単独世帯
		核家族世帯	その他親族世帯		
平成22年	9,841世帯 100.0%	4,468世帯 45.4%	3,191世帯 32.4%	56世帯 0.6%	2,126世帯 21.6%
平成27年	9,559世帯 100.0%	4,439世帯 46.4%	2,717世帯 28.4%	65世帯 0.7%	2,338世帯 24.5%

資料：国勢調査

人口構成は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は平成27年以降減少傾向となっていますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成27年の10,502人から、平成29年には10,741人と239人増っています。

人口構成の割合は、0～14歳の年少人口が平成27年から平成29年の間に0.3ポイント減、15～64歳の生産年齢人口が2.0ポイント減、一方、65歳以上の高齢者人口が2.3ポイント増と、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【人口構成の動向（各年3月31日現在）】



	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	9.8%	9.7%	9.5%
15～64歳	53.2%	52.0%	51.2%
65歳以上	37.0%	38.3%	39.3%

資料：住民基本台帳

地区別的人口は、角館地区が12,422人(45.4%)とやや多く、田沢湖地区が10,256人(37.5%)、西木地区が4,660人(17.1%)となっています。世帯数も同様に角館地区が多く、全体の46.9%を占めていますが、1世帯平均人数は角館地区が2.48人と最も少なく、西木地区は2.78人と同居世帯が多いことがうかがえます。

【地区別的人口・世帯の状況（平成29年3月31日現在）】

	田沢湖地区	角館地区	西木地区	合計
総人口	10,256人 37.5%	12,422人 45.4%	4,660人 17.1%	27,338人 100.0%
世帯数	4,005世帯 37.4%	5,010世帯 46.9%	1,676世帯 15.7%	10,691世帯 100.0%
1世帯 平均人数	2.56人	2.48人	2.78人	2.56人

資料：住民基本台帳

2 障がい者数と障がい者の暮らしの状況

(1) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳の交付数は、平成26年度は2,097件、平成27年度は2,117件、平成28年度は2,095件とほぼ横ばいとなっています。

手帳の種類別では、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付数が増加傾向となっています。

総人口に占める障がい者の割合は、平成26年度の7.39%から平成28年度には7.66%と0.27ポイント増となっています。

【障害者手帳の交付状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳	1,725件 82.3%	1,724件 81.4%	1,693件 80.8%
療育手帳	226件 10.8%	230件 10.9%	233件 11.1%
精神障害者 保健福祉手帳	146件 7.0%	163件 7.7%	169件 8.1%
合計	2,097件 100.0%	2,117件 100.0%	2,095件 100.0%
総人口に占める 障がい者の割合	7.39%	7.60%	7.66%

※総人口に占める障がい者の割合の算出母数となる総人口は、住民基本台帳各年度末現在（平成27年3月31日～平成29年3月31日）の数値を使用

資料：社会福祉課

(2) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付数は、平成26年度は1,725件でしたが、平成28年度には1,693件と32件減となっています。

等級別では、1級のほか、5級と6級の軽度が増加傾向となっています。

障がいの種類別では、肢体不自由が66.9%と最も多く、次いで内部障害が21.3%となっています。

年齢別では、18歳以上が99.4%を占めています。

【身体障害者手帳の等級別交付状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	521件	532件	535件
2級	276件	265件	259件
3級	327件	328件	311件
4級	449件	427件	419件
5級	88件	94件	92件
6級	64件	78件	77件
合計	1,725件	1,724件	1,693件

資料：社会福祉課

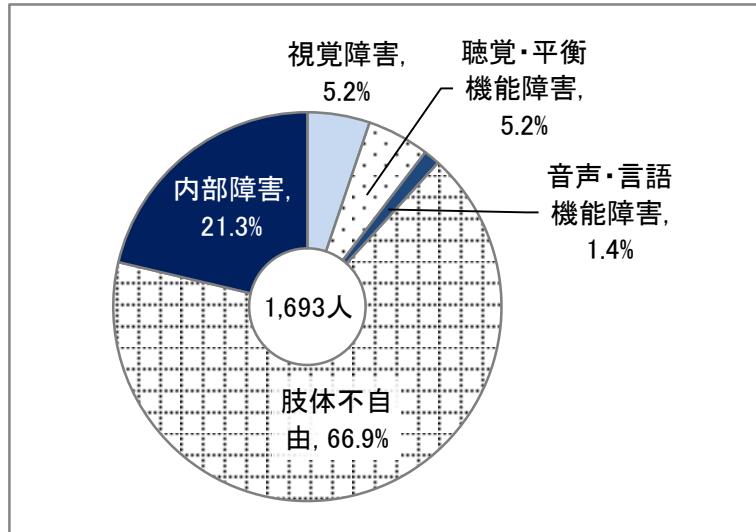
【身体障害者手帳の種類別交付状況（平成28年度末現在）】

(件)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	合計
視覚	障がい者	38	21	11	3	6	9	88	88
	障がい児	0	0	0	0	0	0	0	
聴覚・平衡	障がい者	1	19	13	28	0	25	86	88
	障がい児	0	0	0	2	0	0	2	
音声・言語	障がい者	0	3	11	9	0	0	23	23
	障がい児	0	0	0	0	0	0	0	
肢体不自由	障がい者	234	209	232	325	85	43	1,128	1,133
	障がい児	1	3	0	0	1	0	5	
内部	障がい者	261	4	42	50	0	0	357	361
	障がい児	0	0	2	2	0	0	4	
障がい者（18歳以上）計		534	256	309	415	91	77	1,682	1,693
障がい児（18歳未満）計		1	3	2	4	1	0	11	

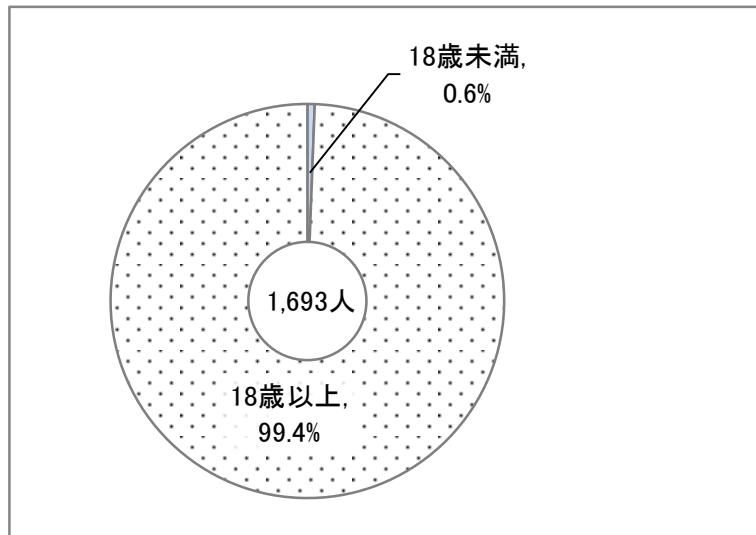
資料：社会福祉課

【身体障害者手帳の種類別交付状況（平成28年度末現在）】



資料：社会福祉課

【身体障害者手帳の年齢別交付状況（平成28年度末現在）】



資料：社会福祉課

(3) 療育手帳の交付状況

療育手帳の交付数は、18歳未満はほぼ横ばいで推移し、平成28年度は44件となっています。18歳以上は、やや増加傾向で平成28年度は189件となっています。

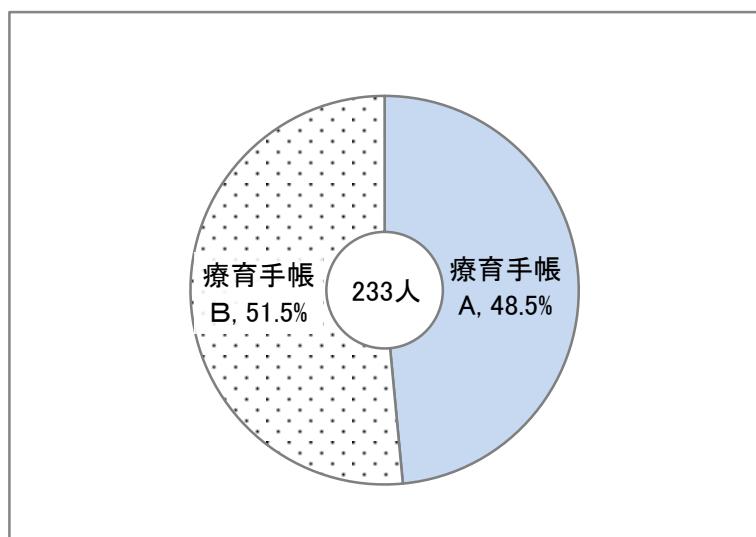
等級別では、療育手帳Aが48.5%、療育手帳Bが51.5%とほぼ半々の割合となっています。

【療育手帳の年齢別交付状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	49件	49件	44件
18歳以上	176件	181件	189件
合計	225件	230件	233件

資料：社会福祉課

【療育手帳の等級別交付状況（平成28年度末現在）】



資料：社会福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成26年度は146件でしたが、平成28年度には169件と23件増となっています。

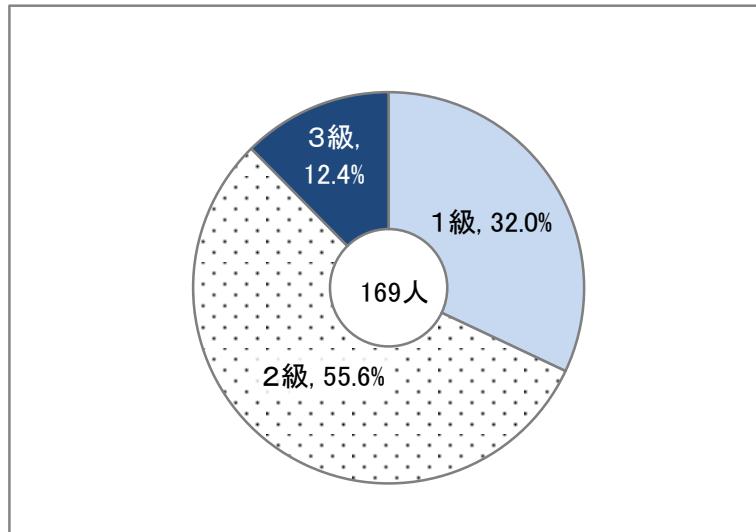
等級別では、1級と3級は微増、2級は14件増となっています。

【精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	49件	52件	54件
2級	80件	91件	94件
3級	17件	20件	21件
合計	146件	163件	169件

資料：社会福祉課

【精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況（平成28年度末現在）】



資料：社会福祉課

(5) 特定医療費（指定難病）受給者等（難病患者等）

原因不明で治療法が未確立の疾病や慢性的で負担の大きい疾患を難病といい、その中で指定された疾患を指定難病として、医療費等が一部公費負担されています。

平成28年度の特定医療費（指定難病）受給者証交付件数は212件、小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数は26件となっています。

【特定医療費（指定難病）受給者証等交付状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定医療費（指定難病）受給者証	195件	225件	212件
小児慢性特定疾病医療受給者証	18件	24件	26件
合計	213件	249件	238件

資料：仙北地域振興局福祉環境部

(6) 乳幼児健康診査の受診状況

4か月児健康診査の実施状況は、平成28年度の対象者数124人に対し受診者数は122人と、受診率は98.4%となっています。そのうち、健診結果で所見があった乳幼児は7人いました。

3歳児健康診査の実施状況は、平成28年度の対象者数129人に対し受診者数は128人と、受診率は99.2%となっています。そのうち、健診結果で所見があった幼児は16人いました。

【4か月児健康診査の実施状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数	145人	154人	124人
受診者数	138人	154人	122人
受診率	95.2%	100.0%	98.4%
うち健診結果所見有	33人	34人	7人

資料：保健課

【3歳児健康診査の実施状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数	176人	171人	129人
受診者数	166人	171人	128人
受診率	94.3%	100.0%	99.2%
うち健診結果所見有	33人	24人	16人

資料：保健課

(7) 療育訓練事業の状況

幼児健康診査や巡回相談等で、発達指導の必要が認められた市内在住の就学前児童を対象に、適応性訓練と身辺自立訓練を行うとともに、保護者の療育知識や技術の向上を図っています。

平成28年度の実施回数は24回で、参加人員は18人となっています。

【療育訓練事業の実施状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回 数	20回	24回	24回
参加人員	20人	12人	18人

資料：社会福祉課（平成26年度まで）

子育て推進課（平成27年度以降）

(8) 障がい児保育・特別支援教育の状況

成長過程において支援が必要な就学前の児童を対象に、市の事業として療育訓練事業を行うとともに、保育所・幼稚園での障がい児の受け入れに対応しています。

市内の小中学校における特別支援学級は、平成28年度は市内12校のうち10校に設置されており、学級数は21学級となっています。

【障がい児保育・特別支援教育の状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校数	12校	12校	12校
特別支援学級 設置校	11校	11校	10校
学級数	20学級	20学級	21学級

資料：北浦教育文化研究所

(9) 雇用状況

①登録者の状況

ハローワーク角館における障がい者の登録者状況は、平成29年12月末現在、153人となっており、そのうち身体障がい者は74人と、ほぼ半数を占めています。

登録者のうち有効中（求職中）なのは30人で、身体障がい者が10人、知的障がい者が4人、精神障がい者が15人となっています。

【ハローワーク登録者の状況（平成29年12月末現在）】

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者 (発達障害含む)	難病障がい者	その他	合計
		重度		重度				
登録者数	74人	20人	36人	10人	41人	2人	0人	153人
うち有効中 (求職中)	10人	3人	4人	2人	15人	1人	0人	30人

資料：ハローワーク角館

【有効中（求職中）身体障がい者の内訳（平成29年12月末現在）】

	男性	女性	合計
視覚	1人	0人	1人
聴覚・平衡・音声言語・そしゃく	1人	0人	1人
上肢切断機能	1人	0人	1人
下肢切断機能	2人	2人	4人
体幹機能	0人	0人	0人
内部機能	3人	0人	3人
合計	8人	2人	10人

資料：ハローワーク角館

②就職者の状況

平成29年度12月末時点のハローワークからの就職者数は、身体障がい者が4人、知的障がい者が3人、精神障がい者が7人となっています。

【就職者の状況（各年度末現在）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がい者	7人	2人	4人
知的障がい者	6人	5人	3人
精神障がい者	5人	11人	7人
その他	0人	0人	1人
合計	18人	18人	15人

※平成29年度は12月末現在

資料：ハローワーク角館

③庁内（仙北市役所）における障がい者の雇用状況

庁内における障がい者の雇用状況は、平成29年6月1日現在、職員524人に対し障がい者は18人と、雇用率3.44%となっています。

【庁内の雇用状況（各年6月1日現在）】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
職員数	582人	573人	516人	524人
障がい者数	14人	16人	18人	18人
障がい者の実雇用率	2.41%	2.79%	3.49%	3.44%

資料：総務課

秋田県「平成29年 障害者雇用状況」

(10) 障害者就労施設等からの物品等の調達状況

庁内における就労施設等からの物品等の調達状況は、平成28年度の合計は3件：2,336,757円となっています。

調達の内訳は、物品の小物雑貨、その他の物品（2件：2,025,402円）と役務の清掃・施設管理（1件：311,355円）となっており、その他の物品の金額が大半を占めています。

【障害者就労施設等からの物品等の調達状況（平成28年度末現在）】

調達先	物 品										役 務						合計 (物品+役務)				うち随意契約			
	①事務用品 書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の 物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・ 施設管理		④情報処理 テープ起こし		⑤飲食店等の 運営		⑥その他の 役務		役務計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	0	0	0	0	1	62,402	1	1,963,000	2	2,025,402														
共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
計	0	0	0	0	1	62,402	1	1,963,000	2	2,025,402														
調達先	役 務										合計 (物品+役務)						うち随意契約							
	①印刷		②クリーニング		③清掃・ 施設管理		④情報処理 テープ起こし		⑤飲食店等の 運営		⑥その他の 役務		役務計											
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	0	0	0	0	1	311,355	0	0	0	0	0	0	0	1	311,355	3	2,336,757	3	2,336,757					
共同受注窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	0	0	0	1	311,355	0	0	0	0	0	0	0	1	311,355	3	2,336,757	3	2,336,757					

資料：社会福祉課

3 各種福祉サービス等の状況

(1) 障害支援区分と障害福祉サービス

①障害支援区分

支援費制度は、障がいのある人が自らのサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みとして、平成15年度に措置制度から移行したものです。そして、平成25年4月1日からは障害者総合支援法の施行により、障がい者が地域社会において共生の実現に向かっていくことができるよう、障害福祉サービスの充実等が図られました。

障害福祉サービスには、日常的に必要な支援を受けられる介護給付と、自立した生活に必要な知識や技術を身に着ける訓練等給付があります。このうち介護給付では、利用希望者の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう障害程度区分（平成26年度以降「障害支援区分」に見直し）の認定が導入されました。

障害支援区分認定者数は、平成26年度は136人、平成28年度は135人と横ばいとなっています。

区分別では、区分1から区分4までは減少または横ばいとなっていますが、区分5と区分6は増加傾向となっています。

【障害支援区分認定者の状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
非該当	0人	0人	0人
区分1	4人	1人	0人
区分2	15人	15人	8人
区分3	22人	22人	22人
区分4	40人	32人	28人
区分5	29人	34人	39人
区分6	28人	31人	38人
合計	136人	138人	135人

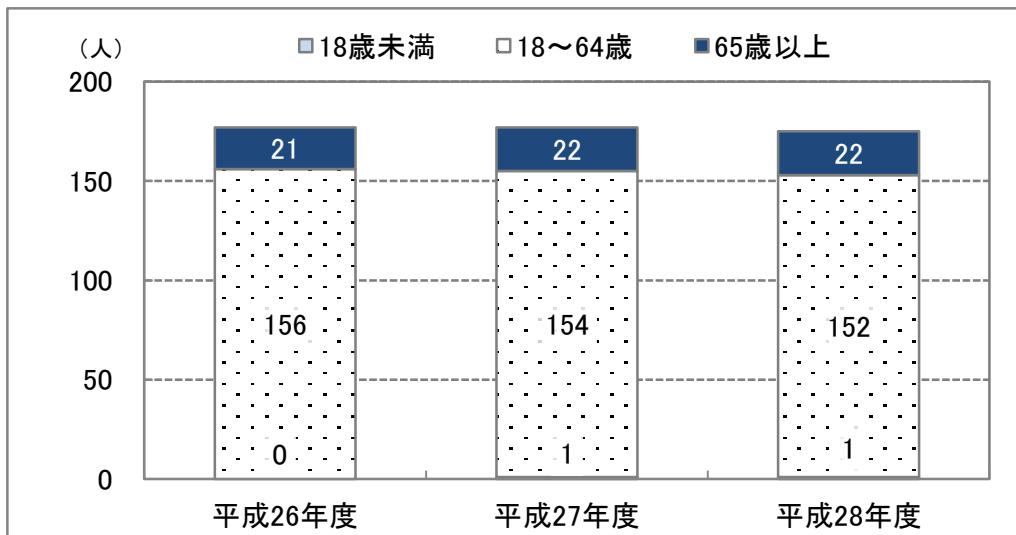
資料：社会福祉課

②障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用状況は、平成26年度は177人、平成27年度は177人、平成28年度は175人とほぼ横ばい傾向となっており、18～64歳が大半を占めています。

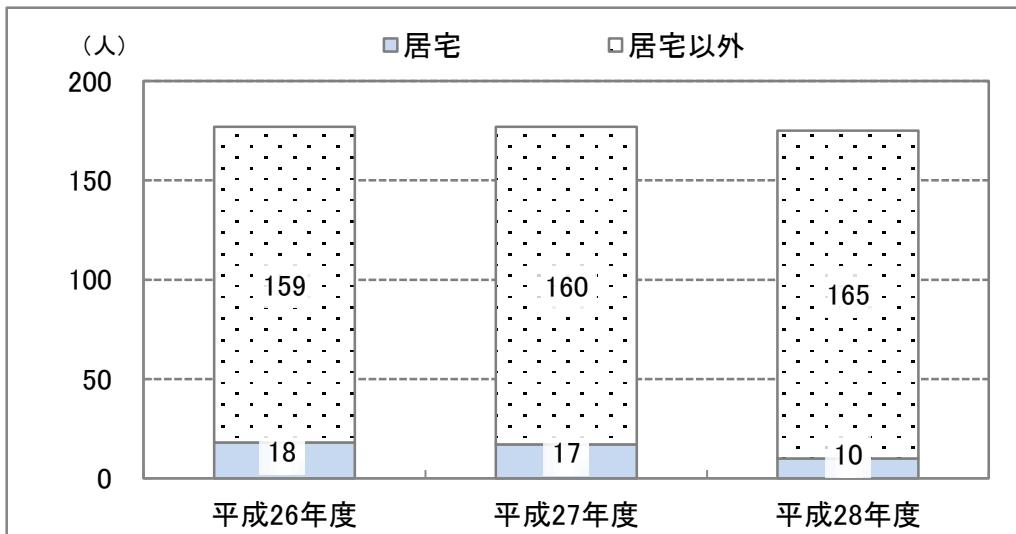
また、居宅以外のサービス利用が多く、サービス費も増加傾向となっています。

【障害福祉サービスの年齢別利用状況（各年度末現在）】



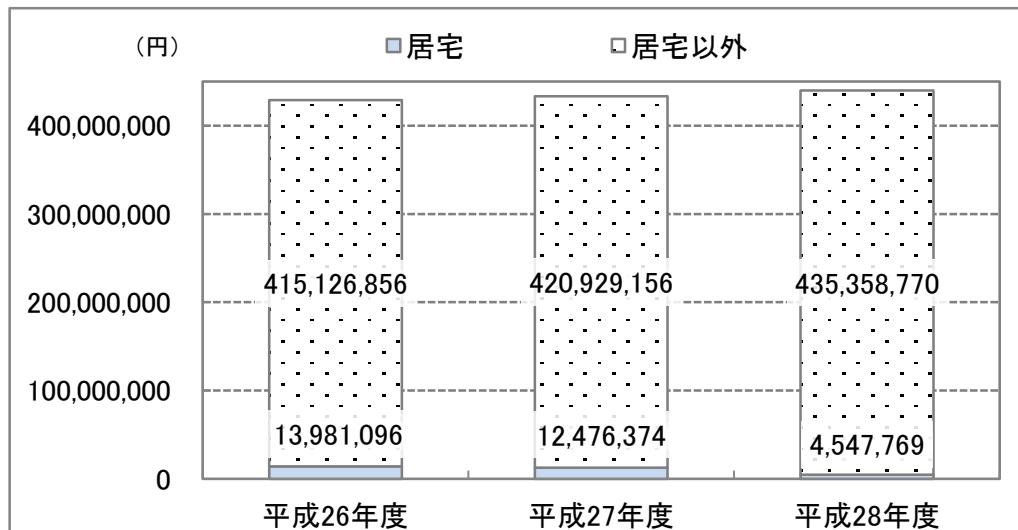
資料：社会福祉課

【障害福祉サービスの居宅サービス別利用状況（各年度末現在）】



資料：社会福祉課

【障害福祉サービス費の居宅サービス別状況（各年度末現在）】



資料：社会福祉課

③訪問系サービス（居宅介護・重度訪問・同行援護）

訪問系サービスの月平均利用者数は、平成28年度では居宅介護が11人と、平成27年度より7人減少しています。そのほか、重度訪問介護は1人、同行援護は2人となっています。

利用状況については、居宅介護と重度訪問介護は延利用者数、延時間ともに減少傾向となっています。一方で同行援護は増加傾向となっています。

【訪問系サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅介護	16人	18人	11人
重度訪問介護	1人	1人	1人
同行援護	1人	1人	2人
行動援護	0人	0人	0人

資料：社会福祉課

【訪問系サービスの利用状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅介護	延利用者	188人	218人
	延時間	3,178時間	3,127時間
重度訪問介護	延利用者	24人	24人
	延時間	123時間	211時間
同行援護	延利用者	4人	14人
	延時間	19時間	79時間
行動援護	延利用者	0人	0人
	延時間	0時間	0時間

資料：社会福祉課

④日中活動系サービス

(生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続支援・療養介護・短期入所)

日中活動系サービスの月平均利用者数は、平成28年度では生活介護が99人、就労継続支援（B型）が51人と、利用者が多くなっています。そのほか、療養介護は7人、就労移行と短期入所はそれぞれ4人となっています。

利用状況については、生活介護と就労移行、就労継続支援（B型）は延利用者数、延日数ともに増加傾向となっています。一方で自立訓練（機能訓練・生活訓練）、療養介護、短期入所は減少傾向となっています。

【日中活動系サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活介護	94人	97人	99人
自立訓練	9人	7人	1人
就労移行	2人	3人	4人
就労継続支援（A型）	0人	0人	1人
就労継続支援（B型）	52人	50人	51人
療養介護	8人	7人	7人
短期入所	5人	6人	4人

資料：社会福祉課

【日中活動系サービスの利用状況（各年度末現在）】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活介護	延利用者	1,130人	1,162人	1,182人
	延日数	22,625日	22,993日	23,778日
自立訓練（機能訓練）	延利用者	9人	4人	0人
	延日数	177日	78日	0日
自立訓練（生活訓練）	延利用者	48人	34人	2人
	延日数	860日	509日	23日
就労移行	延利用者	19人	41人	51人
	延日数	293日	710日	938日
就労継続支援（A型）	延利用者	0人	0人	4人
	延日数	0日	0日	43日
就労継続支援（B型）	延利用者	619人	600人	607人
	延日数	9,153日	9,178日	9,509日
療養介護	延利用者	93人	84人	82人
	延日数	2,818日	2,561日	2,453日
短期入所	延利用者	58人	77人	50人
	延日数	586日	896日	258日

資料：社会福祉課

⑤居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援）

平成26年4月の法改正で共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化され、共同生活援助（グループホーム）のみとなしたことにより、利用者は増加傾向となっています。

居宅系サービスの月平均利用者は、平成28年度では18人と平成27年より3人増加しています。

障がい者の入所施設については、身体障がい者では更生施設、療護施設、授産施設の3種、知的障がい者では更生施設、授産施設、知的障がい者通勤寮の3種が支援費制度のサービスとなっていました。平成24年度からはすべての施設が新体系へ移行し、障害支援区分認定を受け、障がいの種別にかかわらず入所施設で夜間の居住生活の支援のため、入浴や排せつ、食事等のサービスを受けることができます。

【居宅系サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
共同生活援助 (グループホーム)	14人	15人	18人
施設入所支援	69人	67人	68人

資料：社会福祉課

⑥相談支援事業（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

相談支援事業の月平均利用者数は、平成28年度では計画相談支援が31人と、平成27年度より4人増加しています。

【相談支援事業の月平均利用者数（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画相談支援	17人	27人	31人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

資料：社会福祉課

⑦障害児福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・

保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）

障害児福祉サービスの月平均利用者数は、平成28年度では児童発達支援が1人と、平成27年度より2人減少しています。そのほか、放課後等デイサービスで1人となっています。

【障害児福祉サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童発達支援	2人	3人	1人
放課後等 デイサービス	0人	0人	1人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	1人	0人	0人

資料：社会福祉課

（2）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、仙北市と近隣市町村、秋田県が協力して地域の実情に応じた事業を行います。障害福祉サービスなどと組み合わせて利用できます。

①相談支援事業の状況

相談支援事業は、障がい福祉に関する相談支援事業の一部を指定相談事業所に委託しており、平成28年度の実施事業所は1事業所で、相談件数は699件となっています。

【相談支援事業の状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
相談件数	836件	871件	699件

資料：社会福祉課

【相談支援事業所の状況（平成28年度末現在）】

実施事業所	住 所	電話番号
指定相談支援事業所 愛仙	仙北市西木町小渕野字中関7	0187-47-2102

資料：社会福祉課

②コミュニケーション支援事業の状況

コミュニケーション支援事業は、視覚、言語、音声等の障がいのある人へ手話通訳者等の派遣を行っており、平成28年度の年間延件数は16件で、平成27年度より7件増加となっています。

【コミュニケーション支援事業の状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年間延件数	9件	9件	16件

資料：社会福祉課

③補装具・日常生活用具の給付状況

補装具は、身体障がい者の身体機能の失われた部分を補うための器具（義手、義足、眼鏡、補聴器、車いす等）の交付と修理を行っており、平成28年度の交付件数は24件で、修理は19件となっています。

日常生活用具は、障がい者（児）の生活の利便を図るため、訓練いす、入浴補助用具、盲人用体温計、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、ストマ装具、紙おむつ等を給付しており、平成28年度は564件で、18歳未満が61件、18歳以上が503件となっています。

日常生活用具の給付内訳は、排泄管理支援用具が558件と最も多くなっています。

【年齢別給付状況（各年度末現在）】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
補装具 交付	18歳未満	2件	0件	1件
	18歳以上	25件	13件	23件
	合 計	27件	13件	24件
補装具 修理	18歳未満	2件	3件	2件
	18歳以上	25件	22件	17件
	合 計	27件	25件	19件
日常生活 用具給付	18歳未満	64件	76件	61件
	18歳以上	496件	505件	503件
	合 計	560件	581件	564件

資料：社会福祉課

【日常生活用具給付の内訳（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護・訓練支援用具	0件	1件	0件
自立生活支援用具	4件	4件	2件
在宅療養等支援用具	2件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	4件	5件	3件
排泄管理支援用具	548件	569件	558件
住宅改修費	2件	2件	1件
合計	560件	581件	564件

資料：社会福祉課

(3) 医療費助成の受給状況

更生医療と育成医療、精神障害者通院医療は、平成18年4月から障害者自立支援法施行により一本化され、「自立支援医療」となり、原則として医療費の1割が自己負担になりました。平成25年度からは育成医療が県から法定移譲となり、更生医療と同様に市が実施主体となっています。

平成28年度は、育成医療が7件、更生医療が45件、福祉医療費が延40,766件と、いずれも減少傾向となっています。

【医療費受給状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
育成医療	9件	9件	7件
更生医療	56件	49件	45件
福祉医療費	延41,084件	延41,326件	延40,766件

資料：社会福祉課
市民生活課

(4) 福祉手当等の各種手当支給状況

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者（児）の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

平成28年度は、特別障害者手当が88人、障害児福祉手当が17人、特別児童扶養手当が62人と、特別障害者手当が増加傾向となっています。

【各種手当支給状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別障害者手当	79人	83人	88人
障害児福祉手当	21人	15人	17人
特別児童扶養手当	69人	63人	62人

資料：社会福祉課
子育て推進課

(5) その他

①住宅整備資金貸付

障がい者向けに居宅等を増改築、改造することを必要とし、自力での整備が困難な方に対し住宅整備資金の貸付を行っていますが、平成26～28年度の実績はありませんでした。

【住宅整備資金貸付の状況（各年度末現在）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸付件数	0件	0件	0件

資料：社会福祉課

②障害者相談員数

市では、市長が委嘱した身体障害者相談員7人と知的障害者相談員2人が、地域の相談に対応しています。

【障害者相談員の状況（各年度末現在）】

(県事業)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者相談員	7人	7人	7人
知的障害者相談員	2人	2人	2人

資料：社会福祉課

4 アンケート調査結果の状況

(1) 調査の概要

①調査の目的

「仙北市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市民の皆さまの福祉に関する意識、行動などを把握し、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

②調査の対象及び方法

調査対象者	① 障がいのある方： 仙北市に住所を有する身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者から系統抽出 ② 障がいのない方： 仙北市に住所を有する方から無作為抽出
調査方法	郵送配付－郵送回収（礼状兼督促状1回）
調査期間	平成29年12月11日～平成29年12月27日 (平成30年1月10日までの回収票も有効とした)
企画実施	仙北市 市民福祉部 社会福祉課

③調査の回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
障がいのある方	100	64	64.0%
障がいのない方	100	59	59.0%

(2) 調査結果からみる状況

①相談・情報提供の充実

ア. 日常生活で困っていることと困った時の相談先

障がいのある方が日常生活で困っていることは、全体では「将来の生活に不安がある」が最も多く、それに加えて、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「コミュニケーションがうまくとれない」ことが上位となっています。

困った時の相談先は、いずれの手帳所持者についても「家族・親せき」が最も多く、それ以外の相談先としては、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「医師・看護師」、身体障害者手帳所持者はそのほか「友人・知人」、療育手帳所持者は「通園・通学先の教職員」などとなっています。

【障がいのある方：日常生活で困っていること（該当するものすべてに回答）】

	調査数	将来の生活に不安がある	健康に不安がある	コミュニケーションがうまくとれない（ない）	収入が少ない（ない）	が災害時や緊急時の対応に不安	身の回りのことができない	外出するのに支障がある	い近所づきあいがうまくできな	い相談する人（所）がわからな	お金の管理に不安がある	が治療又は通院できる医療機関	い福祉サービスが十分に使えな	相談する人（所）がない	い施設に入れない（入所できな	その他	特に困っていることはない	無回答
	上段：件数 下段： %																	
全 体	64 100.0	37 57.8	23 35.9	20 31.3	20 31.3	17 26.6	11 17.2	10 15.6	7 10.9	7 10.9	6 9.4	5 7.8	3 4.7	3 4.7	1 1.6	3 4.7	12 18.8	2 3.1
身体障害者手帳所持者	30 100.0	18 60.0	10 33.3	4 13.3	13 43.3	5 16.7	5 6.7	5 16.7	2 6.7	1 3.3	0 0.0	1 3.3	2 6.7	0 0.0	1 3.3	2 6.7	7 23.3	1 3.3
療育手帳所持者	25 100.0	14 56.0	7 28.0	10 40.0	2 8.0	10 40.0	8 32.0	5 20.0	2 8.0	1 4.0	4 16.0	3 12.0	2 8.0	0 0.0	1 4.0	1 4.0	5 20.0	1 4.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	15 100.0	8 53.3	8 53.3	6 40.0	6 40.0	3 20.0	2 13.3	2 13.3	2 20.0	3 33.3	5 13.3	2 13.3	2 0.0	0 20.0	0 0.0	0 0.0	0 6.7	1 6.7

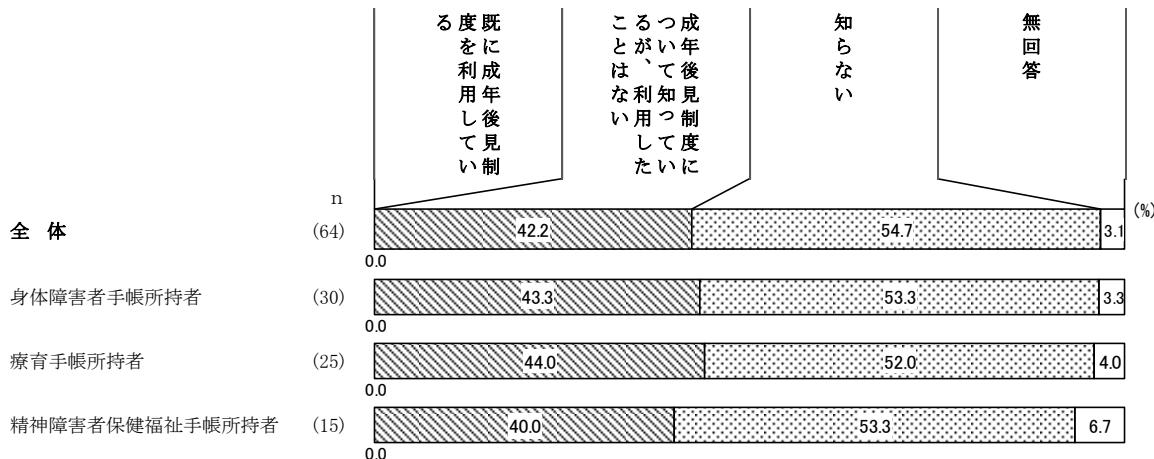
【障がいのある方：困った時の相談先（該当するものすべてに回答）】

	調査数	家族・親せき	医師・看護師	友人・知人	通園・通学先の教職員	市の窓口	相談支援事業所の相談員	施設の職員	近所の人	ホームヘルパー	ケアマネジヤー	民生委員・児童委員	所県の窓口（保健所、児童相談	その他	相談する相手はない	無回答	
	上段：件数 下段： %																
全 体	64 100.0	48 75.0	15 23.4	11 17.2	11 12.5	8 9.4	6 4.7	3 1.6	1 1.6	1 1.6	1 1.6	0 0.0	0 0.0	5 7.8	2 3.1	2 3.1	
身体障害者手帳所持者	30 100.0	25 83.3	6 20.0	6 20.0	3 10.0	4 13.3	1 3.3	2 6.7	1 3.3	0 0.0	1 3.3	0 0.0	0 0.0	3 10.0	1 3.3	1 3.3	
療育手帳所持者	25 100.0	18 72.0	4 16.0	3 12.0	8 32.0	3 12.0	3 12.0	0 0.0	0 0.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.0	1 4.0	0 0.0	
精神障害者保健福祉手帳所持者	15 100.0	10 66.7	7 46.7	2 13.3	2 13.3	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 13.3	0 0.0	1 6.7	

イ. 「成年後見制度」の認知状況

障がいのある方の「成年後見制度」の認知状況は、「知らない」が最も多く50.0%以上を占め、「成年後見制度について知っているが、利用したことない」を上回っています。

【障がいのある方：「成年後見制度」の認知状況（該当するもの1つに回答）】



②生活支援の推進

ア. 福祉サービスの今後の利用意向

障がいのある方の福祉サービスの今後の利用意向は、全体では「就労継続支援（A型・B型）」が25.0%と最も多く、以下「就労移行支援」「就労定着支援（新設）」（ともに21.9%）となっており、就労支援サービスが上位となっています。

所持している手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は「居宅介護（ホームヘルプ）」（20.0%）、療育手帳所持者は「短期入所（ショートステイ）」（40.0%）が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は上位3位まですべて就労関係の福祉サービスとなっており、就労支援サービスに対する利用意向が強いことがうかがえます。

【障がいのある方：福祉サービスの今後の利用意向（該当するものすべてに回答）】

	調査数	就労継続支援（A型・B型）	就労移行支援	就労定着支援（新設）	短期入所（ショートステイ）	日中一時支援事業	練（自立訓練・機能訓練・生活訓）	行動援護	居宅介護（ホームヘルプ）	生活介護	自立生活援助（新設）	療養介護
全 体	64 100.0	16 25.0	14 21.9	14 21.9	12 18.8	12 18.8	11 17.2	10 15.6	8 12.5	8 12.5	8 12.5	7 10.9
身体障害者手帳所持者	30 100.0	4 13.3	3 10.0	5 16.7	5 16.7	4 13.3	4 13.3	3 10.0	6 20.0	4 13.3	4 13.3	5 16.7
療育手帳所持者	25 100.0	9 36.0	4 16.0	5 20.0	10 40.0	9 36.0	4 16.0	7 28.0	3 12.0	5 20.0	5 20.0	2 8.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	15 100.0	5 33.3	7 46.7	5 33.3	0 0.0	1 6.7	4 26.7	2 13.3	1 6.7	1 6.7	2 13.3	2 13.3

	施設入所支援	放課後等デイサービス	重度訪問介護	△共同生活援助（グループホーム）	障がい児相談支援	移動支援事業	同行援護	訪問入浴サービス事業	設（居宅訪問型児童発達支援（新）	児童発達支援	医療型児童発達支援	無回答
全 体	7 10.9	6 9.4	5 7.8	5 7.8	5 7.8	5 7.8	4 6.3	4 6.3	2 3.1	1 1.6	1 1.6	24 37.5
身体障害者手帳所持者	4 13.3	1 3.3	3 10.0	2 6.7	2 6.7	5 16.7	4 13.3	4 13.3	1 3.3	0 0.0	0 0.0	13 43.3
療育手帳所持者	5 20.0	6 24.0	3 12.0	3 12.0	4 16.0	2 8.0	1 4.0	1 4.0	2 8.0	1 4.0	1 4.0	5 20.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 46.7

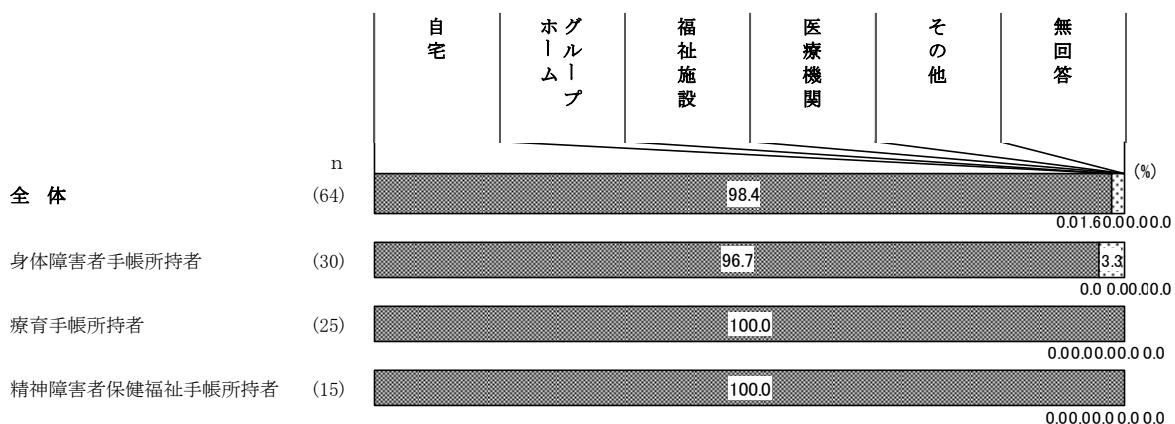
イ. 居住場所と将来の居住場所についての希望

障がいのある方の現在の居住場所は、「自宅」が大半を占めています。

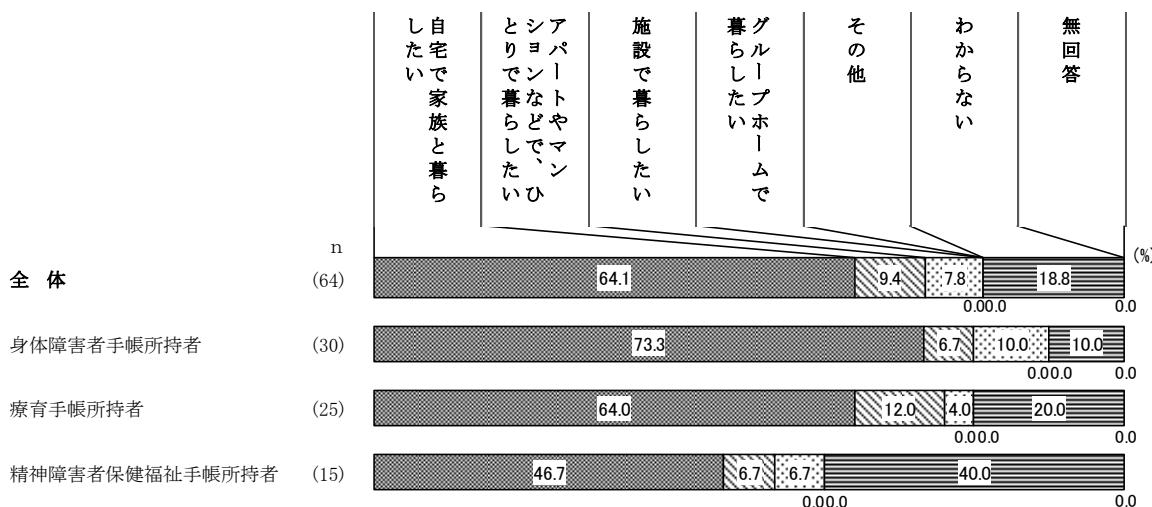
将来の居住場所の希望については、全体では「自宅で家族と暮らしたい」が 64. 1 %と最も多く、以下「アパートやマンションなどで、ひとりで暮らしたい」(9. 4 %)、「施設で暮らしたい」(7. 8 %) は少ない状況です。

所持している手帳別でみると、いずれの手帳所持者も「自宅で家族と暮らしたい」が最も多くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は「わからない」が 40. 0 %と、見通しが立てにくいことがうかがえます。

【障がいのある方：居住場所（該当するもの 1 つに回答）】



【障がいのある方：将来の居住場所についての希望（該当するもの 1 つに回答）】



ウ. 地域で生活するために必要なこと

障がいのある方が考える、障がいのある方が地域で生活するために必要なことは、全体では「障がいのある方への理解」が59.4%と最も多く、以下「働く場所」(53.1%)、「相談できる人や場所」(48.4%)、「経済的支援や金銭管理の支援」(34.4%)、「医療機関」(32.8%)、「手続きを支援するサービス」(29.7%)、「障がいのある方が住みやすい住居」(28.1%)、「ホームヘルプサービス等の在宅サービス」(25.0%)、「食料品などの宅配」(15.6%)などとなっています。

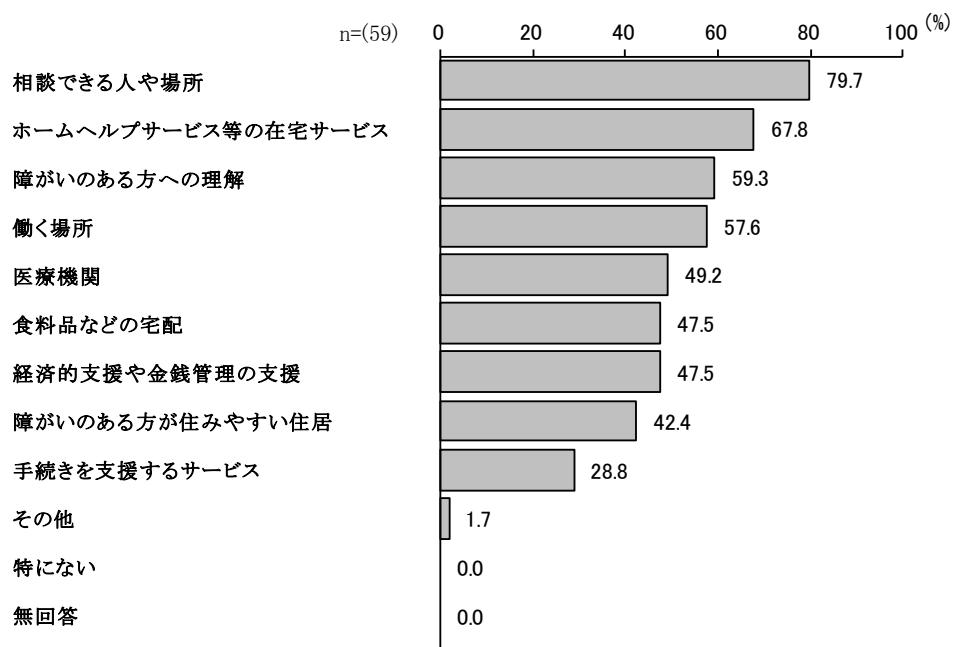
所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「食料品などの宅配」(23.3%)、療育手帳所持者は「障がいのある方が住みやすい住居」(40.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者は「経済的支援や金銭管理の支援」(46.7%)を求めている人が多くなっています。

一方、障がいのない方が考える障がいのある方が地域で生活するために必要なことは、「相談できる人や場所」が79.7%と最も多く、以下「ホームヘルプサービス等の在宅サービス」(67.8%)、「障がいのある方への理解」(59.3%)、「働く場所」(57.6%)、「医療機関」(49.2%)、「食料品などの宅配」「経済的支援や金銭管理の支援」(ともに47.5%)などとなっており、上位4項目については半数以上の方が必要なことだと感じています。

障がいのある方の調査結果と比べてみると、1位の「相談できる人や場所」は障がいのある方の調査では3位、2位の「ホームヘルプサービス等の在宅サービス」は障がいのある方の調査では8位、3位の「障がいのある方への理解」は障がいのある方の調査で1位となっています。また、障がいのある方の調査で2位の「働く場所」は障がいのない方の調査では4位と優先順に違いがあらわれています。

【障がいのある方：地域で生活するために必要なこと（該当するものすべてに回答）】

	調査数 上段：件数 下段： %	障がいのある方への理解	働く場所	相談できる人や場所	経済的支援や金錢管理の支援	医療機関	手続きを支援するサービス	障がいのある方が住みやすい	宅ホームヘルプサービス等の在	食料品などの宅配	その他	特になし	無回答
全体	64 100.0	38 59.4	34 53.1	31 48.4	22 34.4	21 32.8	19 29.7	18 28.1	16 25.0	10 15.6	2 3.1	2 3.1	0 0.0
身体障害者手帳所持者	30 100.0	16 53.3	12 40.0	14 46.7	9 30.0	9 30.0	9 30.0	7 23.3	8 26.7	7 23.3	2 6.7	2 6.7	0 0.0
療育手帳所持者	25 100.0	18 72.0	15 60.0	12 48.0	8 32.0	9 36.0	9 36.0	10 40.0	8 32.0	2 8.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	15 100.0	9 60.0	9 60.0	8 53.3	7 46.7	5 33.3	2 13.3	3 20.0	2 13.3	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【障がいのない方：障がいのある方が地域で生活するために必要なこと
(該当するものすべてに回答)】

エ. 近隣・地域の人との関わり方

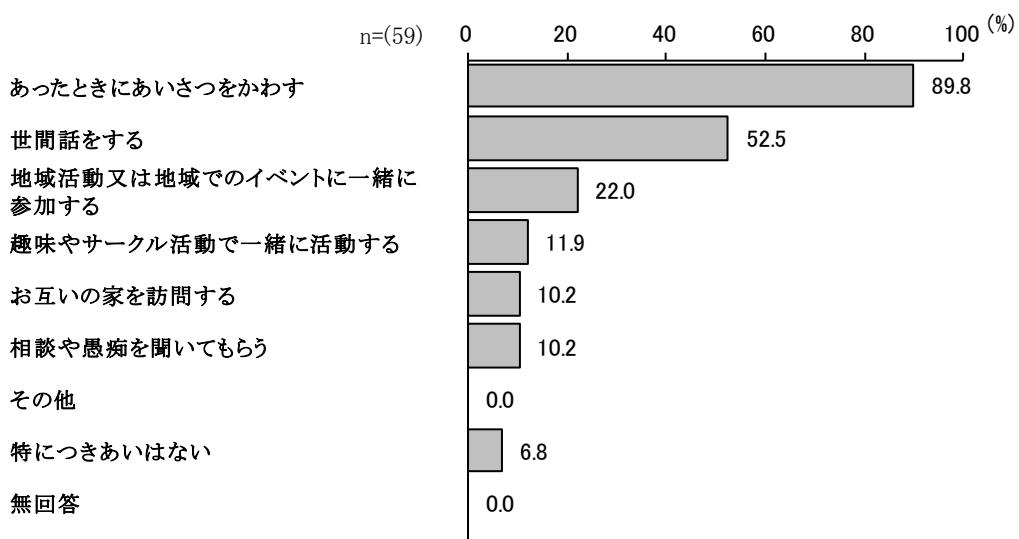
障がいのある方の近隣・地域の人との関わり方は、全体では「あったときにあいさつをかわす」が73.4%と最も多く、以下「世間話をする」(23.4%)、「地域活動又は地域でのイベントに一緒に参加する」(12.5%)などとなっています。なお、「特につきあいはない」は18.8%となっています。

一方、障がいのない方の調査結果を障がいのある方の調査結果と比べてみると、「あったときにあいさつをかわす」(73.4%)で約16.4ポイント、「世間話をする」(23.4%)で約29.1ポイント、「地域活動又は地域でのイベントに一緒に参加する」(12.5%)で約9.5ポイント、障がいのある方の調査が下回っています。

【障がいのある方：近隣・地域の人との関わり方（該当するものすべてに回答）】

	調査数	す あ つ た と き に あ い さ つ を か わ	す あ つ た と き に あ い さ つ を か わ	世 間 話 を す る	地 に 一 緒 に 活 動 又 は 参 加 す る 地 域 の イ ベ ン	お 互 い の 家 を 訪 問 す る	活 趣 味 や サ ー ク ル 活 動 で 一 緒 に	相 談 や 愚 痴 を 聞 いて も ら う	そ の 他	特 づ き あ い は な い	無 回 答
上段：件数 下段：%											
全 体	64	47	15	8	4	4	2	0	12	2	
	100.0	73.4	23.4	12.5	6.3	6.3	3.1	0.0	18.8	3.1	
身体障害者手帳所持者	30	24	8	3	3	3	2	0	4	1	
	100.0	80.0	26.7	10.0	10.0	10.0	6.7	0.0	13.3	3.3	
療育手帳所持者	25	16	5	4	2	1	1	0	6	1	
	100.0	64.0	20.0	16.0	8.0	4.0	4.0	0.0	24.0	4.0	
精神障害者保健福祉手帳所持者	15	11	3	2	0	1	0	0	3	1	
	100.0	73.3	20.0	13.3	0.0	6.7	0.0	0.0	20.0	6.7	

【障がいのない方：近隣・地域の人との関わり方（該当するものすべてに回答）】



オ. 近隣・地域の人への要望

障がいがある方からの近隣・地域の人への要望は、全体では「災害や急病などの緊急時の支援」が39.1%と最も多い、以下「民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり」(20.3%)、「日常的な安否確認の声かけ」(17.2%)、「話し相手、情報の提供」(14.1%)、「外出時の自発的な声かけ」(9.4%)、「外出時のちょっとした手伝い」(6.3%)、「ちょっとした家事の手伝い」「短時間の子どもの預かり」(ともに4.7%)などとなっています。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「災害や急病などの緊急時の支援」が40.0%と最も多い、以下「話し相手、情報の提供」(20.0%)、「民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり」「日常的な安否確認の声かけ」(ともに16.7%)などとなっています。

療育手帳所持者は「災害や急病などの緊急時の支援」が52.0%と最も多く、以下「日常的な安否確認の声かけ」(20.0%)、「外出時の自発的な声かけ」「外出時のちょっとした手伝い」(ともに16.0%)、「話し相手、情報の提供」「短時間の子どもの預かり」(ともに12.0%)などとなっています。

また、「災害や急病などの緊急時の支援」、「外出時のちょっとした手伝い」、「短時間の子どもの預かり」などがほかの手帳所持者に比べて多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり」が40.0%と最も多く、以下「災害や急病などの緊急時の支援」(20.0%)、「日常的な安否確認の声かけ」(13.3%)などとなっています。

なお、「何もしてほしくない」は身体障害者手帳所持者で26.7%、療育手帳所持者で12.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者で20.0%となっています。

一方、障がいのない方が障がいのある方のためにできることは、「日常的な安否確認の声かけ」が57.6%と最も多く、以下「災害や急病などの緊急時の支援」(42.4%)、「外出時のちょっとした手伝い」(30.5%)、「外出時の自発的な声かけ」(28.8%)、「話し相手、情報の提供」(25.4%)、「民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり」(8.5%)、「ちょっとした家事の手伝い」(6.8%)、「短時間の子どもの預かり」(3.4%)などとなっています。

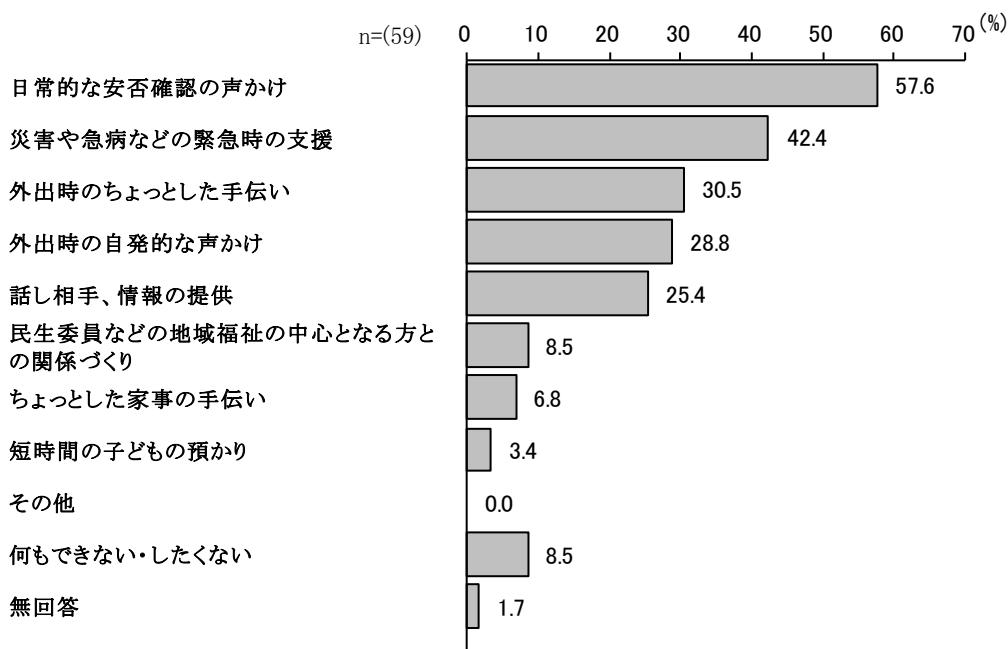
障がいのない方の調査結果を障がいのある方の調査結果と比べてみると、障がいのある方の調査で2位となっている「民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり」については障がいのない方の調査では6位であり、認識に違いがあらわれています。

回答比率は障がいのない方の調査結果がおむね上回っており、障がいのない方が障がいのある方のためにできことがあると考えている市民が少なくないことがうかがえます。

【障がいのある方：近隣・地域の人への要望（該当するものすべてに回答）】

	調査数 上段：件数 下段： %	援災害や急病などの緊急時の支援	心生委員などの地域福祉の中	日常的な安否確認の声かけ	話し相手、情報の提供	外出時の自発的な声かけ	外出時のちょっととした手伝い	ちょっととした家事の手伝い	短時間の子どもの預かり	その他	何もしてほしくない	無回答
全 体	64 100.0	25 39.1	13 20.3	11 17.2	9 14.1	6 9.4	4 6.3	3 4.7	3 4.7	2 3.1	13 20.3	5 7.8
身体障害者手帳所持者	30 100.0	12 40.0	5 16.7	5 16.7	6 20.0	4 13.3	1 3.3	0 0.0	1 3.3	0 0.0	8 26.7	3 10.0
療育手帳所持者	25 100.0	13 52.0	2 8.0	5 20.0	3 12.0	4 16.0	4 16.0	2 8.0	3 12.0	0 0.0	3 12.0	2 8.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	15 100.0	3 20.0	6 40.0	2 13.3	1 6.7	0 0.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0	2 13.3	3 20.0	1 6.7

【障がいのない方：障がいのある方のためにできること（該当するものすべてに回答）】



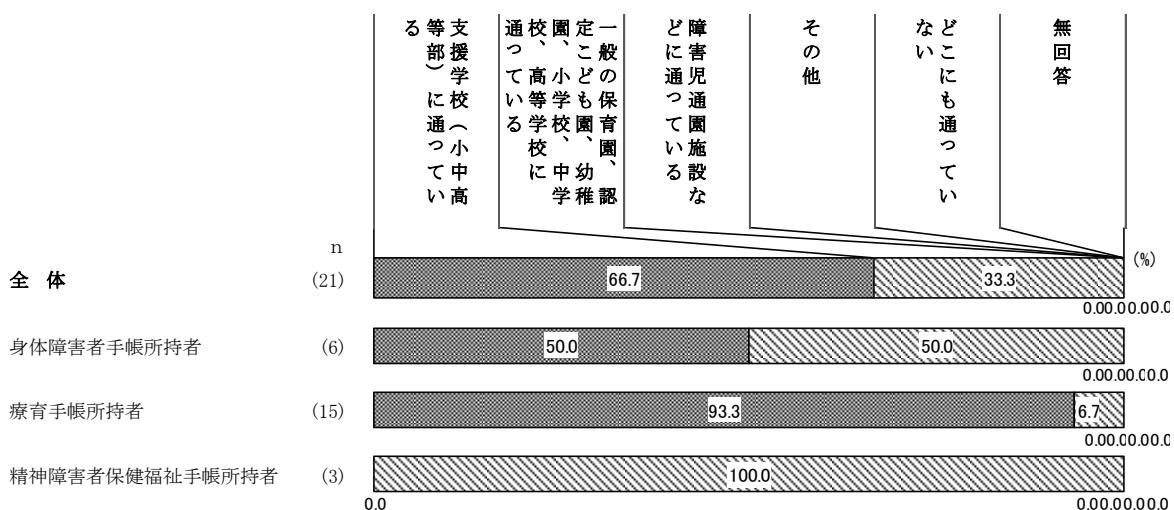
③育成支援

ア. 通学状況と療育・教育で困っていること

18歳未満の障がいがある方の通学状況については、「支援学校（小中高等部）に通っている」が66.7%と最も多く、以下「一般の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通っている」（33.3%）となっています。

18歳未満の障がいのある方が療育・教育で困っていることについては、「今後の進学・進路選択で迷っている」が最も多くなっています。

【障がいのある方：通学状況（該当するもの1つに回答）】



【障がいのある方：療育・教育で困っていること（該当するものすべてに回答）】

	調査数 上段：件数 下段： %	て今後いる進学・進路選択で迷つ	が災ある書時や緊急時の対応に不安	が災ある書時や緊急時の対応に不安	通園・通学の送り迎えが大変	経済的な負担が大きい	仕事ができない	き望する施設に入所・通所で	な友いだちとの関係がうまくいか	旅行や外出がむずかしい	休養や息抜きの時間がない	援保の仕方や先生不安などの指導・支	相談するところがわからない	疗育・教育を受ける機会が少	疗育・教育に関する情報が少	园・幼稚園・学校に認定こども	ラムが合わない施設でのカリキュ	学校や園、施設でのカリキュ	その他	特に困っていることはない	無回答
全 体	21 100.0	9 42.9	5 23.8	3 14.3	3 14.3	2 14.3	2 9.5	2 9.5	2 9.5	2 9.5	1 4.8	1 4.8	1 4.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 14.3	2 9.5	
身体障害者手帳所持者	6 100.0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	0 0.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	1 16.7	
療育手帳所持者	15 100.0	6 40.0	5 33.3	2 13.3	2 13.3	3 20.0	2 13.3	2 13.3	2 13.3	2 13.3	1 6.7	1 6.7	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	2 13.3	
精神障害者保健福祉手帳所持者	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

④就労の促進

ア. 就労状況と雇用形態

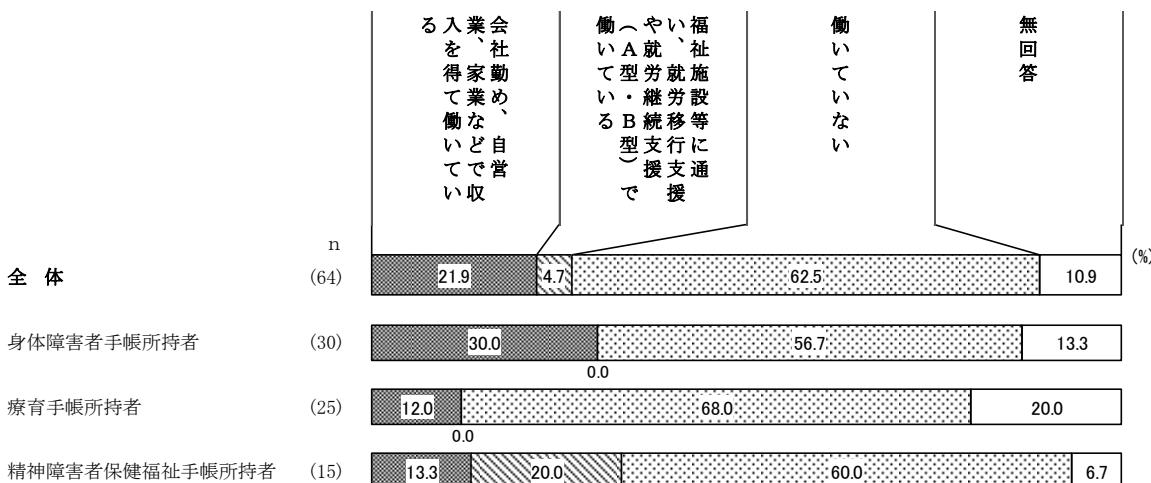
就労状況については、全体では「働いていない」が62.5%と最も多い、「会社勤め、自営業、家業などで収入を得て働いている」(21.9%)、「福祉施設等に通い、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）で働いている」(4.7%)を合わせた「働いている」方は26.6%と4人に1人となっています。

「働いている」方は、身体障害者手帳所持者では「会社勤め、自営業、家業などで収入を得て働いている」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「福祉施設等に通い、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）で働いている」が多くなっています。なお、療育手帳所持者は18歳未満の方が60.0%であるため「働いていない」方が多くなっています。

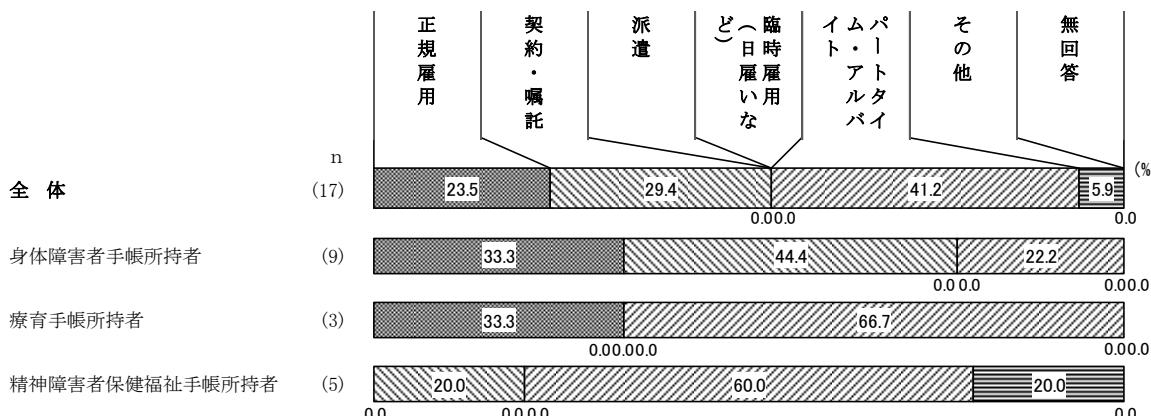
現在「働いている」方の雇用形態は、「パートタイム・アルバイト」(41.2%)、「契約・嘱託」(29.4%)が多く、非正規が約8割を占めています。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「契約・嘱託」、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「パートタイム・アルバイト」が最も多くなっています。

【障がいのある方：就労状況（該当するもの1つに回答）】



【障がいのある方：雇用形態（該当するもの1つに回答）】



イ. 働くために必要な環境整備

障がいのある方が働くために必要な環境整備は、全体では「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」が59.4%と最も多く、以下「障がいの程度にあった仕事であること」(48.4%)、「働く時間や日数を調整できること」(43.8%)、「通勤・通所手段があること」(39.1%)、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」(35.9%)、「通院などの保障があること」「一般企業などに障がいのある方の場を確保すること」(ともに29.7%)、「賃金が妥当であること」(23.4%)、「ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる制度があること」(18.8%)、「就労に必要な職業訓練・指導が受けられること」(15.6%)、「勤務場所に障がいのある方のための設備・機器が整っていること」(14.1%)、「自宅で仕事ができること」(12.5%)などとなっています。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」「働く時間や日数を調整できること」がともに50.0%と最も多く、以下「障がいの程度にあった仕事であること」、「通院などの保障があること」などとなっています。

療育手帳所持者は「通勤・通所手段があること」が60.0%と最も多く、以下「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」、「障がいの程度にあった仕事であること」、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」が73.3%と最も多く、以下「働く時間や日数を調整できること」、「障がいの程度にあった仕事であること」などとなっています。

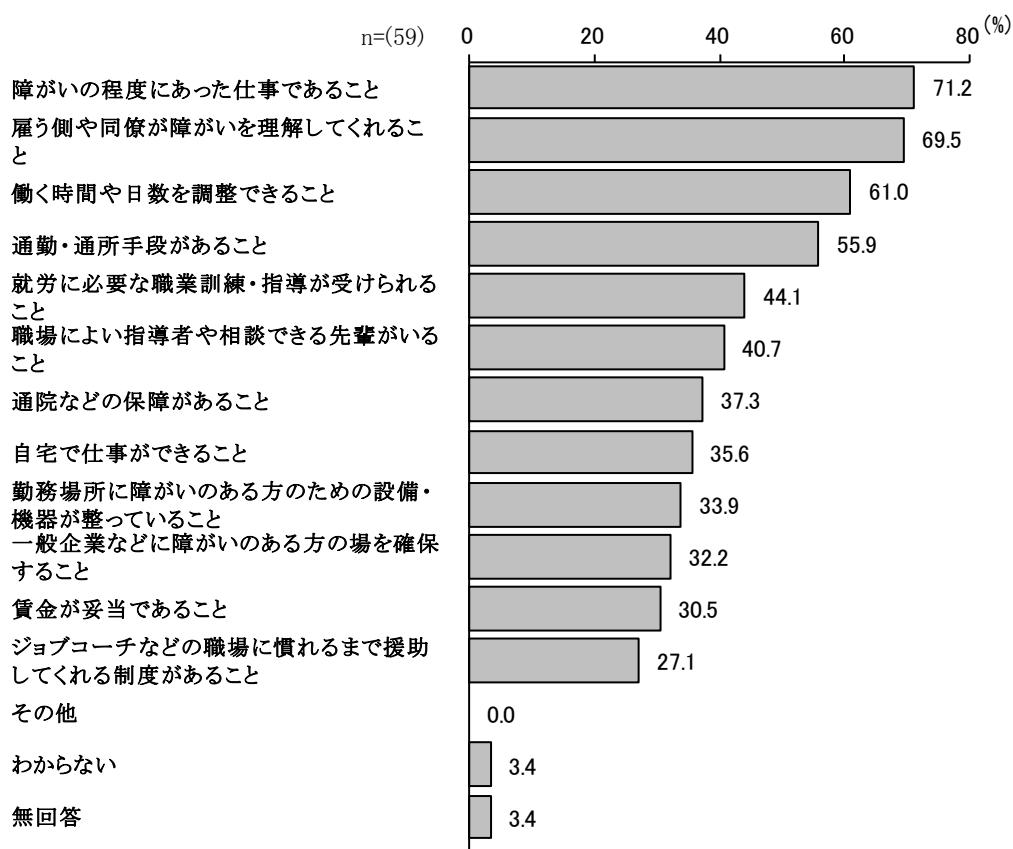
なお、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「職場により指導者や相談できる先輩がいること」、「一般企業などに障がいのある方の場を確保すること」、「ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる制度があること」が身体障害者手帳所持者に比べて多く、障がいに対する深い理解と細やかで手厚い支援を求めていることがうかがえます。

障がいのない方が考える、障がいのある方が働くために必要な環境整備は、「障がいの程度にあった仕事であること」が71.2%と最も多く、僅差で「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」(69.5%)、以下「働く時間や日数を調整できること」、「通勤・通所手段があること」、「就労に必要な職業訓練・指導が受けられること」、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」、「通院などの保障があること」、「自宅で仕事ができること」、「勤務場所に障がいのある方のための設備・機器が整っていること」、「一般企業などに障がいのある方の場を確保すること」、「賃金が妥当であること」、「ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる制度があること」などとなっています。

【障がいのある方：働くために必要な環境整備（該当するものすべてに回答）】

	調査数 上段：件数 下段： %	して雇う側や同僚が障がいを理解すること	あることの程度にあつた仕事で	働く時間や日数を調整できること	通勤・通所手段があること	る職場先輩によい指導者や相談できること	通院などの保障があること	方一般企業などに障がいのあること	賃金が妥当であること	ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	が就労に必要な職業訓練・指導	勤務場所に障がいのある機器が整っている方のもの	自宅で仕事ができること	その他	わからない	無回答
全 体	64 100.0	38 59.4	31 48.4	28 43.8	25 39.1	23 35.9	19 29.7	19 29.7	15 23.4	12 18.8	10 15.6	9 14.1	8 12.5	2 3.1	6 9.4	8 12.5
身体障害者手帳持者	30 100.0	15 50.0	14 46.7	15 50.0	8 26.7	10 33.3	11 36.7	7 23.3	6 20.0	4 13.3	4 13.3	4 13.3	5 16.7	1 3.3	5 16.7	5 16.7
療育手帳持者	25 100.0	14 56.0	12 48.0	7 28.0	15 60.0	10 40.0	4 16.0	7 28.0	4 16.0	6 24.0	5 20.0	3 12.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0	4 16.0
精神障害者保健福祉手帳持者	15 100.0	11 73.3	7 46.7	8 53.3	5 33.3	6 40.0	5 33.3	6 40.0	6 33.3	4 26.7	2 13.3	3 20.0	2 13.3	1 6.7	1 6.7	2 13.3

【障がいのない方：障がいのある方が働くために必要な環境整備（該当するものすべてに回答）】

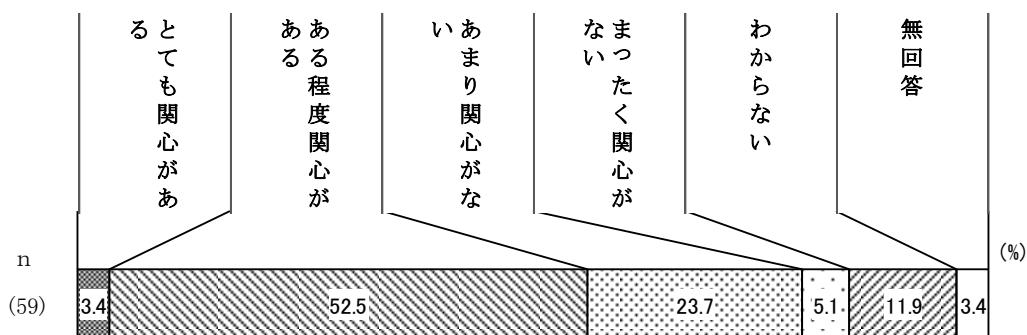


⑤社会活動への参加促進

ア. 福祉関係のボランティア活動への関心度

障がいのない方の福祉関係のボランティア活動への関心度は、「ある程度関心がある」が52.5%と最も多く、「とても関心がある」(3.4%)と合わせた「関心がある」は55.9%となっており、「あまり関心がない」(23.7%)と「まったく関心がない」(5.1%)を合わせた「関心がない」(28.8%)を大きく上回っています。

【障がいのない方：福祉関係のボランティア活動への関心度（該当するもの1つに回答）】

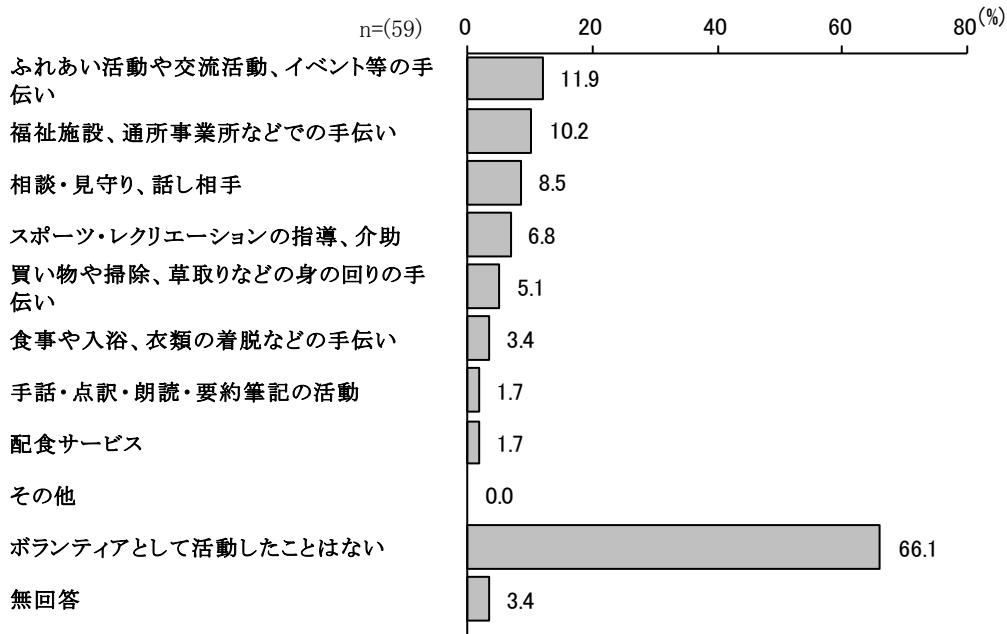


イ. ボランティア活動への参加経験と今後参加してみたい活動

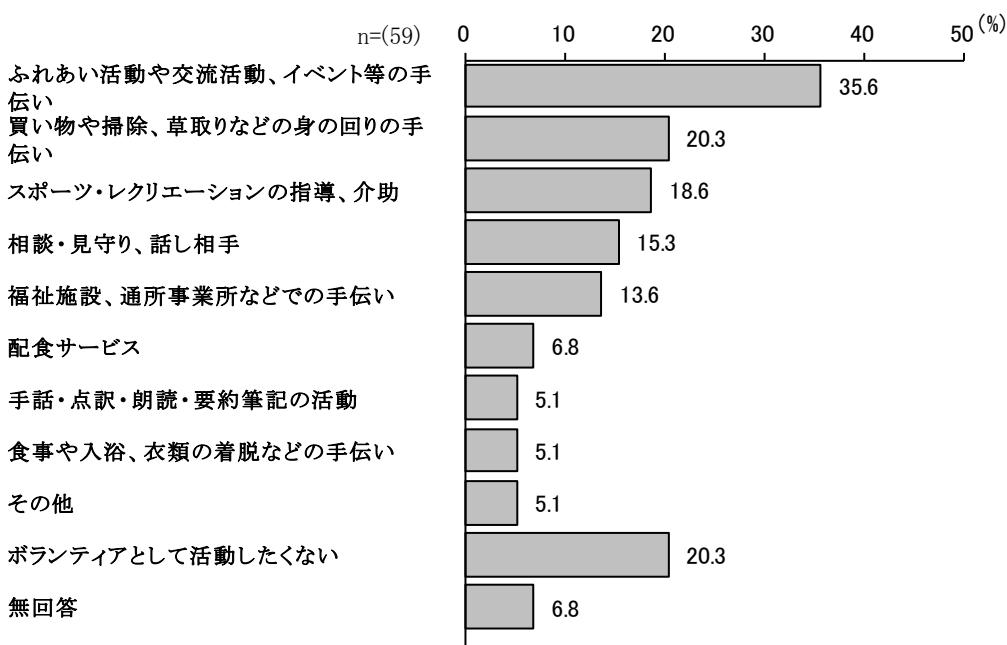
障がいのない方のボランティア活動への参加経験は、「ふれあい活動や交流活動、イベント等の手伝い」が11.9%と最も多く、以下「福祉施設、通所事業所などでの手伝い」(10.2%)、「相談・見守り、話し相手」(8.5%)などとなっていますが、上位の項目でも10%前後となっており、「ボランティアとして活動したことはない」が66.1%を占めています。

今後参加してみたいボランティア活動は、「ふれあい活動や交流活動、イベント等の手伝い」(35.6%)が最も多く、以下「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの手伝い」(20.3%)、「スポーツ・レクリエーションの指導、介助」(18.6%)、「相談・見守り、話し相手」(15.3%)、「福祉施設、通所事業所などでの手伝い」(13.6%)などとなっており、現状を上回る回答比率となっています。

【障がいのない方：ボランティア活動への参加経験（該当するものすべてに回答）】



【障がいのない方：今後参加してみたいボランティア活動（該当するものすべてに回答）】

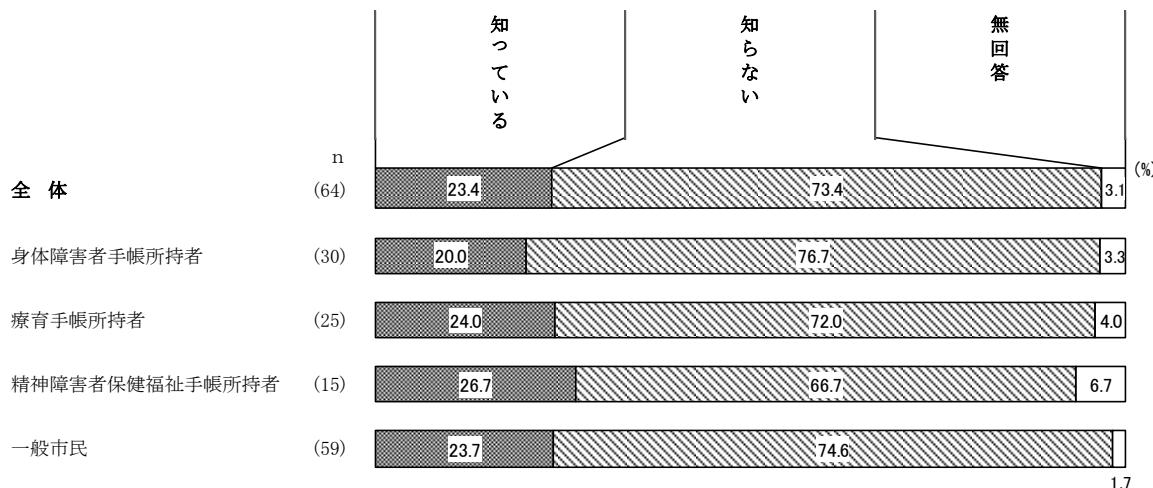


⑥心のバリアフリーの推進

ア. 「障害者差別解消法」の認知状況

障がいのある方の「障害者差別解消法」の認知状況は、障がいのある方もない方も「知らない」が「知っている」を大きく上回っています。

【「障害者差別解消法」の認知状況（該当するもの1つに回答）】



イ. 障がいや障がいのある方への理解

障がいのある方からみた障がいや障がいのある方への理解は、全体では「あまり理解がない」が23.4%と最も多くなっています。「理解がある」と「まあ理解がある」を合わせた《理解がある》は34.4%と「あまり理解がない」と「理解がない」を合わせた《理解がない》(31.2%)をやや上回っているものの拮抗しています。

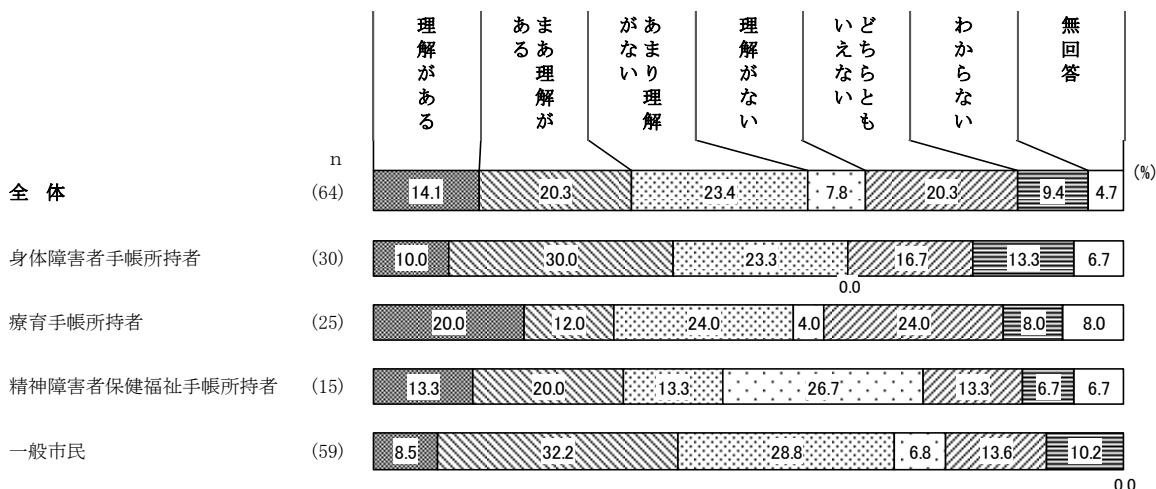
所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は《理解がある》が《理解がない》を上回っていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は《理解がない》が《理解がある》を上回っています。

身体障害者手帳所持者は最も《理解がある》と感じ、精神障害者保健福祉手帳所持者は最も《理解がない》と感じていることがわかります。

一方、障がいのない方からみた障がいや障がいのある方への理解は、「まあ理解がある」が32.2%と最も多く、「理解がある」(8.5%)と合わせた《理解がある》は40.7%となっており、「あまり理解がない」(28.8%)と「理解がない」(6.7%)を合わせた《理解がない》(35.6%)をやや上回っています。

障がいのある方の調査結果と比べてみると、障がいのない方の調査の方が《理解がある》が6.3ポイント上回っています。

【障がいや障がいのある方への理解（該当するもの1つに回答）】

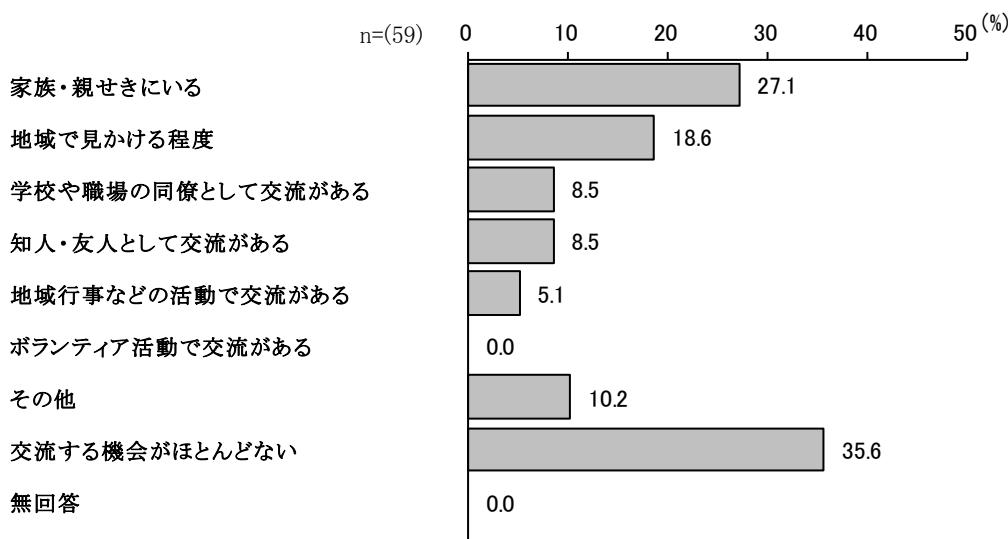


ウ. 障がいのある方との交流の有無

障がいのない方の障がいのある方との交流は、「交流する機会がほとんどない」(35.6%)が最も多くなっています。

交流がある内容としては、「家族・親せきにいる」(27.1%)が最も多く、交流のある中でも「地域行事などの活動で交流がある」は5.1%と進んでいないことがわかります。

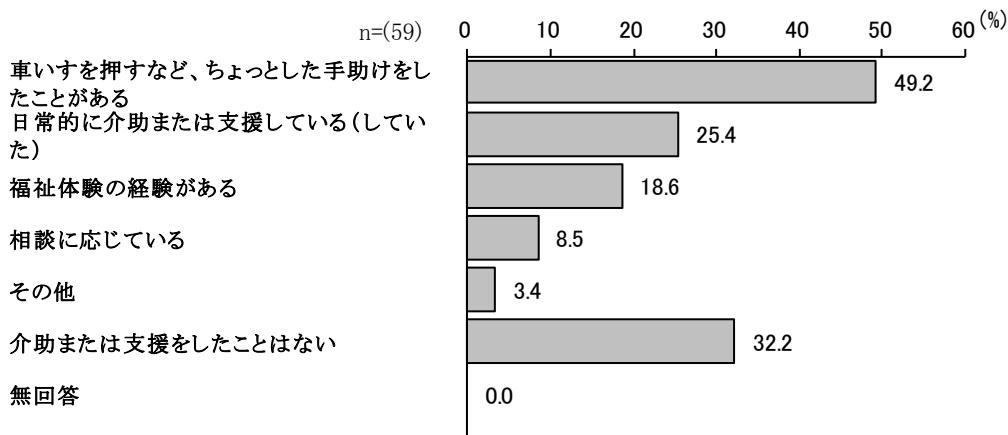
【障がいのない方：障がいのある方との交流の有無（該当するものすべてに回答）】



エ. 障がいのある方の介助または支援経験

障がいのない方の障がいのある方の介助または支援経験は、「車いすを押すなど、ちょっとした手助けをしたことがある」が49.2%と最も多く、以下「日常的に介助または支援している（していた）」(25.4%)、「福祉体験の経験がある」(18.6%)、「相談に応じている」(8.5%)などとなっています。なお、「介助または支援をしたことはない」は32.2%となっています。

【障がいのない方：障がいのある方の介助または支援経験（該当するものすべてに回答）】



⑦安心できる生活環境づくりの推進

ア. 災害時に困ること

障がいのある方が災害時に困ることは、全体では「安全なところまで、すぐに避難することができない」が28.1%と最も多く、以下「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「被害の状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(ともに25.0%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(21.9%)、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」(18.8%)、「救助を求めることができない」(15.6%)、「避難所で適切な介助・介護支援が受けられない」(10.9%)などとなっています。一方、「特にない」は32.8%となっています。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「安全なところまで、すぐに避難することができない」、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」などとなっています。

療育手帳所持者は「被害の状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」が48.0%と最も多く、以下「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」、「救助を求めることができない」、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、「避難所で適切な介助・介護支援が受けられない」などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が40.0%と最も多く、以下「安全なところまで、すぐに避難することができない」、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」、「被害の状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」などとなっています。

障がいのない方が考える障がいのある方が災害時に困ることは、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が89.8%と最も多く、以下「救助を求めることができない」(57.6%)、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」(50.8%)、「避難所で適切な介助・介護支援が受けられない」(44.1%)などとなっています。

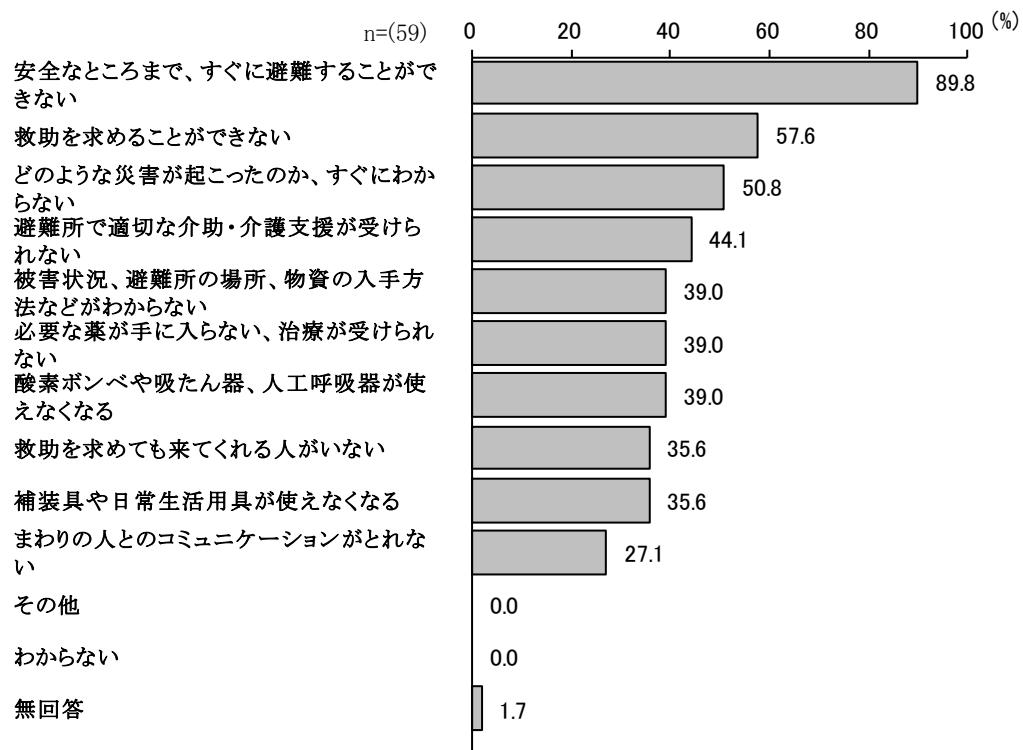
障がいのある方の調査結果と比べてみると「安全なところまで、すぐに避難することができない」ことは認知されていますが、障がいのある方の調査で2位の「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」は障がいのない方の調査では10位となっており、当事者とのギャップがあることがわかります。

II 障がい者の状況

【障がいのある方：災害時に困ること（該当するものすべてに回答）】

	調査数 上段：件数 下段： %	難安全なること がこれまで、な いすぐ に避 く	シま ヨ ン り が の と れ と の い コ ミ ュ ニ ケ ー	な物 被 い 資 の 入 状 況 手 方 法 避 難 所 ど が の わ 場 か 所 ら	療 必 が 要 受 け な け 薬 ら が れ 手 な い い 治	か ど 、 す よ う に な 災 わ か 害 ら が な 起 い こ つ た の	救 助 を 求 め る こ と が 可 能 な い	援 避 が 受 け 難 所 で 適 切 な 介 助 ・ 介 護 支	が 救 助 を 求 め て も 来 て く れ る 人	な 補 く る や 日 常 生 活 用 具 が 使 え	呼 酸 素 ボ ン ベ や 吸 た ん 器 、 人 工	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	64 100.0	18 28.1	16 25.0	16 25.0	14 21.9	12 18.8	10 15.6	7 10.9	4 6.3	2 3.1	1 1.6	2 3.1	21 32.8	3 4.7
身体障害者手帳所持者	30 100.0	8 26.7	6 20.0	3 10.0	8 26.7	3 10.0	3 10.0	2 6.7	0 0.0	1 3.3	1 3.3	1 3.3	10 33.3	1 3.3
療育手帳所持者	25 100.0	8 32.0	9 36.0	12 48.0	3 12.0	10 40.0	9 36.0	6 24.0	2 8.0	1 4.0	1 4.0	1 4.0	6 24.0	1 4.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	15 100.0	3 20.0	3 20.0	3 20.0	6 40.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 33.3	2 13.3

【障がいのない方：障がいのある方が災害時に困ること（該当するものすべてに回答）】



イ. 災害時の備えとして取り組むべきこと

障がいのある方が考える災害時の備えとして取り組むべきことは、全体では「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が46.9%と最も多く、以下「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」(40.6%)、「要支援者のための支援物資の用意」(32.8%)、「災害時の生活支援体制の確立」「災害時の医療受診」(ともに31.3%)、「要支援者を対象とした福祉避難所の拡充」(28.1%)、「緊急通報システムの普及」(26.6%)、「災害時の情報伝達方法の工夫」(25.0%)などとなっています。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が46.7%と最も多く、以下「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」、「要支援者のための支援物資の用意」、「災害時の医療受診」、「要支援者を対象とした福祉避難所の拡充」となっています。

療育手帳所持者は「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が60.0%と最も多く、以下「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」、「要支援者を対象とした福祉避難所の拡充」、「災害時の生活支援体制の確立」、「災害時の医療受診」となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」が40.0%と最も多く、以下「要支援者のための支援物資の用意」、「緊急通報システムの普及」、「災害時の情報伝達方法の工夫」、「災害時の生活支援体制の確立」、「災害時の医療受診」となっており、全体で最も多かった「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」は20.0%にとどまっています。

障がいのない方が考える障がいのある方などのために災害時の備えとして取り組むべきことについては、「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が61.0%と最も多く、僅差で「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」(59.3%)、以下「緊急通報システムの普及」、「災害時の生活支援体制の確立」、「災害時の医療受診」、「災害時の情報伝達方法の工夫」、「要支援者を対象とした福祉避難所の拡充」となっています。

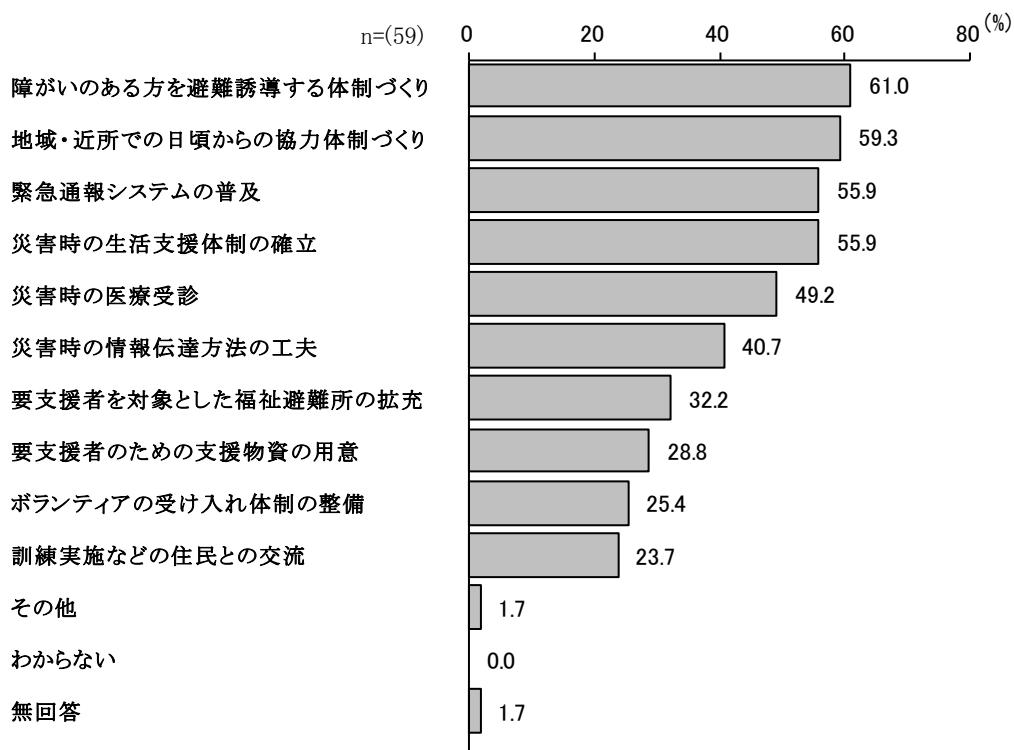
障がいのない方の調査結果と障がいのある方の調査結果と比べてみると、障がいのない方は障害のある方が重要視する「要支援者のための支援物資の用意」は優先性を高いものとみなしておらず、「緊急通報システムの普及」をより重要なものとしているなど、一部に当事者との認識のギャップがあることがわかります。

II 障がい者の状況

【障がいのある方：災害時の備えとして取り組むべきこと（該当するものすべてに回答）】

	調査数 上段：件数 下段：%	る障 体が 制い づの くら り方 を避 難誘 導す	力地 域・ 近所 での 日頃 から の協	用要 意支 援者 のた めの 支 援物 資の 確立	災 害時 の生 活支 援体 制の 確立	災 害時 の医 療受 診	災 害時 の拡 充を 対象 とし た福 祉避	難 所を 対象 とし た福 祉避	緊 急通 報シ ステム の普 及	災 害時 の情 報伝 達方 法の 工夫	訓 練実 施な ど住 民と の交 流	のボ ラン ティア の受 け入れ 体制	そ の他	わ か ら な い	無 回 答
全 体	64 100.0	30 46.9	26 40.6	21 32.8	20 31.3	18 31.3	17 28.1	16 26.6	5 25.0	5 7.8	5 7.8	2 3.1	7 10.9	2 3.1	2 3.1
身体障害者手帳所持者	30 100.0	14 46.7	10 33.3	10 33.3	9 30.0	10 33.3	10 33.3	7 23.3	7 23.3	2 6.7	2 6.7	1 3.3	4 13.3	1 3.3	1 3.3
療育手帳所持者	25 100.0	15 60.0	11 44.0	7 28.0	9 36.0	8 32.0	10 40.0	6 24.0	6 24.0	3 12.0	3 12.0	2 8.0	1 4.0	1 4.0	1 4.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	15 100.0	3 20.0	6 40.0	5 33.3	4 26.7	4 26.7	2 13.3	5 33.3	5 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 13.3	1 6.7	1 6.7

【障がいのない方：障がいのある方などのために災害時の備えとして取り組むべきこと (該当するものすべてに回答)】



Ⅲ 障がい者計画

Ⅲ 障がい者計画

1 生活支援《相談・健康づくり・生活支援》

現 状 等

障がい者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように身近な場所で気軽に相談でき、障がい者施策やサービスの情報を提供し、適切なサービスの利用を支援することで、障がいがあっても生きがいのある自立した生活を送ることができます。

相談支援事業については、平成19年4月から指定相談支援事業所愛仙に相談支援事業を一部委託し実施しており、平成29年4月からは相談支援事業を全部委託とし、質の高い相談業務を継続して実施する体制を整えました。また、身体障害者相談員と知的障害者相談員、民生児童委員も障がい者等からの相談に対応しています。

権利擁護については、社会福祉課が相談窓口となり、成年後見制度の利用支援や普及促進に努めてきました。平成29年4月から判断能力が十分ではない方が自立した生活ができるよう仙北市福祉生活サポートセンター（仙北市社会福祉協議会内）を設置し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用などを支援しています。障がい者の権利侵害の防止を図るため、仙北市障害者虐待防止センターを社会福祉課内に設置し、関係機関と協力しながら虐待の早期発見、対応、未然防止に努めています。

生活支援については、障がい者が地域で自立した在宅生活を送るために、障害福祉サービス利用などの支援を実施し、就労の機会や日中活動の場を提供してきました。

健康づくりについては、年齢に応じて障がいの原因となる疾病予防、早期治療やリハビリテーションにつなげること、障がいがある方本人の健康づくりの支援に努めてきました。こころの健康づくりについては、医療機関と連携し専門の相談員による相談を実施し心の病気がある人への早期対応に努めてきました。「笑いの会」や「えがおサロン」を支援し、心の病気がある人への社会参加や仲間づくりを支援してきました。

《アンケート調査結果よりわかること》

- ◇障がいのある方は、将来の生活に常に不安を抱えている方が多く、身近な家族・親せきを一番の相談先とし、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は医師・看護師が多く、18歳未満が約60%を占める療育手帳所持者は通園・通学先の教職員など、専門職が頼りとなっていて、相談支援事業所はまだ浸透度が低い状況です。障がいによっては、コミュニケーションがうまくとれないことが相談のハードルを上げていることも考えられるため、障がいのある方とその家族が気軽に相談できるよう歩み寄りが求められています。
- ◇障がいのある方が地域で生活するために必要なことは、障がいの特性を理解してもらうこと、そのうえで働くことを求めているのに対し、障がいのない方は相談先や在宅でのサービスを受けられる体制の方がより必要だと感じていることから、相互理解を深める取り組みが重要です。

施策の方向と主な事業

(1) 相談・情報提供の充実

①相談支援のネットワーク化

具体的な内容	担当
専門職員による質の高い相談業務を継続して行うため、相談支援事業を指定相談支援事業所愛仙へ委託し実施しています。現在、6人の相談支援専門員が障がい者やその家族に対し、電話や訪問を通してきめ細やかな支援を実施します。	指定相談支援事業所等
困難事例へ対応するため、仙北市障害者総合支援協議会へ「虐待・相談部会」、「就労・生活部会」を設置し、状況報告や事例検討を行い、関係機関と連携しながら困難事例へ対応します。	社会福祉課
障がい者が高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるように、長寿支援課、包括支援センターが相談窓口となり、医療、介護と連携し相談に対応しています。困難事例は包括支援センターを中心とした地域ケア会議で個別に事例検討を行い支援します。	長寿支援課 包括支援センター
養護者による障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護や相談を実施するため、仙北市障害者虐待防止センターを社会福祉課に設置し、関係機関と連携しながら虐待の防止等に努めます。	社会福祉課

具体的な内容	担当
仙北市社会福祉協議会では、地域福祉トータルケア事業として、心配ごと相談を毎月各支所で開催しており日常生活の相談や法律問題や専門的な相談に対応するため司法書士等による心配ごと専門員相談事業を継続して実施します。また、平成29年4月から仙北市福祉生活サポートセンターを設置し、障がい者等が自立した生活ができるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用などを支援しています。	仙北市社会福祉協議会
窓口業務担当者や居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどと研修会を開催し、相談機能の充実、強化を図ります。	社会福祉課 包括支援センター

②情報提供の充実

具体的な内容	担当
広報せんぼくの発行（月2回／1日、16日発行）、仙北市ウェブサイトで情報提供を行っています。今後も、広報せんぼくを発行し、市民への情報提供に努め、活用の拡充を促進します。デザインや用語など誰もがわかりやすい表現に配慮し広報活動を行います。	総務課
広報せんぼくの活用、各種パンフレットの作成をはじめ、市の広報担当との連携による広報等、さまざまな広報媒体を活用した広報活動を継続します。	総務課
社会福祉課では、「仙北市障がい児・障がい者福祉のしおり」を作成し、障がい者施策の普及啓発に努めます。	社会福祉課
民生児童委員協議会など各種団体の会議等の機会を活用し、「仙北市障がい児・障がい者福祉のしおり」を活用し障がい者施策の普及啓発に努めます。	社会福祉課

③権利擁護の推進

具体的な内容	担当
仙北市社会福祉協議会では、平成29年4月から仙北市福祉生活サポートセンターを設置し、障がい者等が自立した生活ができるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用などを支援します。成年後見制度の利用支援や普及促進については、包括支援センター等関係機関と連携しながら社会福祉課が窓口となり支援します。	仙北市社会福祉協議会 社会福祉課 包括支援センター

(2) 健康づくりの推進

①障がいの早期発見・予防

具体的な内容	担当
障がいの早期発見、早期治療のため、乳幼児健診や秋田南児童相談所などと連携し家庭訪問を実施します。	子育て推進課 保健課

②健康づくり

ア. 心の健康づくり

具体的な内容	担当
市の自殺率は、その年によりばらつきがありますが、秋田県、大仙保健所管内と比較すると高い割合となっています。自殺予防に関する情報の提供と普及啓発活動を実施し、すべての世代における自殺者数の減少を目指します。	保健課
閉じこもり予防・地域ネットワーク事業との連携を図り、「こころの相談」や「傾聴ボランティアえくぼの会」での個別相談を実施し、一人で抱え込まずに地域や家族、友人などに相談できる環境づくりに努めます。心の健康づくりグループ「笑いの会」や「えくぼの会」が主催する「えがおサロン」を支援し、心の病気がある人が社会参加し仲間づくりができる環境づくりに努めます。	保健課
仙北市社会福祉協議会では、市からの委託事業として家族介護者交流事業を実施しており、今後も継続して実施し、参加を促進します。	仙北市社会福祉協議会

イ. 難病患者等への支援

具体的な内容	担当
障害者総合支援法施行から障がいの範囲に難病も加わり、平成29年4月1日現在、障がい福祉サービス等の対象となる疾病が358疾病まで拡大されています。難病患者の地域社会における共生の実現を総合的に支援していきます。	社会福祉課

(3) 生活支援の推進

①障害福祉サービス・障害児福祉サービスの推進

[障がい福祉計画・障がい児福祉計画部分を参照]

ア. 制度の周知と適正な運用

具体的な内容	担当
制度の周知に努めるとともに、障害支援区分認定の事務等、適切な運用に努めます。	指定相談支援事業所等 社会福祉課

イ. 生活の場の確保と地域生活への移行支援

具体的な内容	担当
施設を退所または病院を退院しても、生活の場としての住宅が不足していることが想定されます。このため、障がい者対応可能なアパートやグループホーム等居住の場についての多面的検討と、日中活動の場の提供等についての検討を、関係課や障害福祉サービス事業所及び仙北市障害者総合支援協議会と連携してさらに取り組みます。	サービス提供事業所等 社会福祉課 市立角館総合病院

②その他の支援サービスの推進（在宅福祉サービス）

ア. 在宅福祉サービスの推進

具体的な内容	担当
障がい者本人または家族からの相談や、学校または医療機関の紹介でサービス利用につながる以外に、障がい者本人が自宅に引きこもり家族がすべてを支援し生活している障がい者等に対し、相談支援体制を強化することにより、広く制度を利用し、在宅生活を維持できるよう支援します。また、必要なサービスを利用しながら生活し、社会とのつながりを持つ機会の確保について検討します。	指定相談支援事業所等 社会福祉課

イ. 各種制度の活用

具体的な内容	担当
障害福祉サービス、障害福祉サービス以外のサービスなど、必要なサービスと他制度を組合せて利用し、自立した生活を送ることができるように、相談など適切な対応に努めます。	サービス提供事業所等 社会福祉課 包括支援センター

③地域の中で暮らすための支援

ア. 多様な日中活動の場の確保

具体的な内容	担当
日中活動の場は、障害福祉サービスだけに限定されるものではありません。さまざまな場面で障がい者の活動を支援するため、ボランティア団体等担い手の確保・育成を支援するとともに、共生できる環境づくりに取り組みます。そのためにも、地域の理解が重要であり、障がい者が地域の行事等に積極的に参加したり、ともに活動できる場の拡充を図ります。	サービス提供事業所等 社会福祉課

イ. 施設退所者・退院患者への対応

具体的な内容	担当
障がい者理解の啓発により、偏見、誤解の払拭を図るとともに、地域行事へ参加できる道筋をつくります。住居のバリアフリー化に対する助成、相談・見守りネットワーク等も必要と考えられることから、総合的な協議の場を仙北市障害者総合支援協議会等で確保します。	社会福祉課
入院患者や外来患者には、かかりつけ医への相談を勧めます。また、夜間・休日の救急医療体制の充実及び訪問医療体制の確立が取り組まれており、このような支援体制について、周知を図るなどの支援に努めます。	指定相談支援事業所等 社会福祉課 市立角館総合病院
民生児童委員、指定相談支援事業所、秋田県南障害者就業・生活支援センター、関係機関が協力して見守る体制の確保について検討します。	指定相談支援事業所等 社会福祉課

2 社会参加《育成・就業・社会参加》

現 状 等

その人のライフステージ（成長段階）と障がいの種別や状況を踏まえて、さまざまな活動への参加を広げていけるように、その人の育ちと学びを支援していくことが重要です。

障がいや発達の遅れで支援が必要な子どもについては、乳幼児の健診事業と保育支援、児童相談から療育活動につながるように取り組んでいます。

また、障がい児保育や子育て支援施策等、障がいのある子もない子とともに地域で育てる環境づくりに努めています。一方で、全国的に学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等、発達障がいのある子どもたちが増加傾向にあるといわれています。

こうしたなか、盲・ろう・養護学校と小中学校の特殊学級というこれまでの障がい児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた特別支援教育が、平成19年度から本格実施されました。平成20年度から角館小学校にて、平成25年度から生保内小学校、角館中学校にて、県事業として通級指導教室を実施しています。

障がい者の一般雇用については、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等を中心に、雇用拡大や職場適応へのきめ細やかな支援等が行われているため、年々就職者数が増え、平成28年度は18人が就職しています。なお、精神障がい者の雇用も増加傾向にあるものの、就職後に症状が不安定となり定着が難しくなることが課題となっています。

障害者雇用促進法に基づく雇用率制度では、民間企業の法定雇用率が2.0%（常用労働者数50人に対し1人）、自治体等は2.3%に設定されています。（平成30年4月1日から民間企業の法定雇用率が2.2%（常用労働者数45.5人に対し1人）、自治体等は2.5%になります。）

市においては、平成29年6月1日現在、仙北市役所（教育委員会を含む）が3.44%と法定雇用率を達成しています。平成28年度に比べると0.07ポイント下降しました。

職場適応への支援については、雇用前の職場適応訓練費や、試行雇用期間のトライアル雇用助成金、正式雇用後の特定求職者雇用開発助成金などの支給をはじめ、人的支援である職場適応援助者（ジョブコーチ）制度、引きこもりの方の社会参加を促す社会とのつながり（職親）事業等があります。このような各種制度について周知を図るとともに、障がい者雇用についての理解を深められるように取り組むことが課題です。

障がいの有無に関わらず、市民がそれぞれの関心や学びたいと思う気持ちから生涯学習活動やスポーツ活動に参加することは、その人の暮らしの豊かさを広げるだけでなく、そこに参加することで仲間ができたり、市民同士の交流の場にもなります。さらには、地域の力、まちづくりの力としての期待も大きくなっています。

しかし、障がい者が参加しようと思うと、施設に段差があったり、情報が入手しにくいなどの障壁が残っており、これらを少しずつなくしてともに活動していくことが、ノーマライゼーションの普及にもつながると思われます。

«アンケート調査結果よりわかること»

◇障がいのある方に占める就労者は4人に1人であり、雇用形態は非正規が約8割を占めています。雇用の安定による収入増を目指す取り組みを強化することで、地域で自立した生活を送ることに近づくものと考えられます。

◇障がいのある方が働くために必要な環境整備は、障がいのある方もない方も、「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」、「障がいの状態にあった仕事であること」、「働く時間や日数を調整できること」、「通勤・通所手段があること」が共通で上位を占めていることから、基本的な理解があることがわかりました。働く意欲や能力のある障がい者の就業マッチングを図るために、就労支援ネットワークを活用しながら、障がい特性や心身の状態に適した就労の理解推進を強化する必要があります。

◇障がいのない方のボランティア活動への関心度が過半数であるのに対し、実際の参加経験は30.5%と少ないのが現状です。ボランティア活動への参加意向がある方に対し、活動へ結び付ける機会づくりと継続参加につなげる取り組みが重要になります。

施策の方向と主な事業

(1) 育成支援

①子育て支援・療育体制

ア. 相談活動と庁内ネットワークづくりの推進

具体的な内容	担当
妊娠初期からの相談や乳幼児健康相談や健診等の場での相談、必要に応じて訪問活動を実施しており、その子どもにあったフォローに努めます。	保健課
乳幼児健康相談や健診、保育の場等で支援が必要と判断された場合、児童相談所の巡回児童相談や医療相談等につなげるなど、外部の関係機関ともスムーズな連携に努めます。	保健課
各関係機関が必要な情報を共有しながら、その子どもにあった支援等を検討するとともに、関係機関の連絡の円滑化を図る目的で、仙北市障害者総合支援協議会の部会で、機能的なネットワークとなるように取り組んでいきます。	社会福祉課

イ. 療育訓練の推進

具体的な内容	担当
療育訓練の専門機関が遠方にあるため、子育て推進課、保健課、保育士等が連携して療育訓練事業「どれみの会」を開催しています。親子で参加することにより、子どもの発達を促すとともに、保護者の育児不安の解消等子育て支援の意味もあり、さらに仲間づくりの場にもなっています。今後も専門の指導者の支援を受け、保育士等が随時助言を行い、療育及び発達支援に向けて「どれみの会」の充実を図ります。	子育て推進課 保健課
特別支援教育関係者が「どれみの会」と連携するなど、子どもたちの発達に関わるような取り組みを検討します。また、特別支援学校での取り組みとも連携・協力を図り、発達障がいや特別支援教育等について関係機関とのネットワークを構築できるように努めます。	子育て推進課 北浦教育文化研究所 特別支援学校
自閉症や学習障がいなどの発達障がいは、乳幼児期から幼児期に現れるケースが多いことから、母子保健事業、子育て支援事業、学校教育などの分野が連携し、早期の気づきと支援の確保に努めます。また、発達障がいについての啓発、担当者が学習する機会の確保など、保健所や関係機関と連携して取り組みます。	子育て推進課 保健課 北浦教育文化研究所

ウ. 障がい児家庭の子育て支援

具体的な内容	担当
保育所や幼稚園では特別支援体制が整えられ、障がいのある子どもの利用も多くなっています。入園前の子どもと親が集まる場として子育て支援センターの利用をPRすることで、徐々に利用者が増えています。親同士の相談や仲間づくりの場としてのセンター機能を継続し、さらなる充実を図ります。また、子育て世代包括支援センター（保健課）では、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行います。	子育て推進課 保健課
特別支援学校に通う児童や生徒のうち、家族全員が仕事や介護等で、日中支援できる人がいないときや、常時介護を行っている家族の一時的な休息のために日中一時支援事業を行っており、この事業の充実を図ります。	社会福祉課
障がい児の家族は、時間の制約等さまざまな理由により積極的な地域行事への参加が難しい状況で、障がいがある子どももまた社会参加の機会が少なくなる傾向がみられます。障がいがある子どもがいきいきと育ち、地域の行事等にも参加しやすくなるために、地域住民も正しい知識を身に着ける機会を確保します。また、障がい児の家族の負担等を軽減するためにも、短期入所等の福祉サービスや日中一時支援等の情報提供、相談等に努めます。	社会福祉課

②学び・学校生活

ア. 学ぶ環境の向上と学校生活での支援

具体的な内容	担当
障がいのある子どもの就学については、学校教育法に基づき教育委員会が10月31日までに学齢簿を作成し、教育支援委員会の総合的判断を基に、教育委員会が本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り決定します。就学までの期間が短いため、教育総務課を中心に、社会福祉課、子育て推進課、保健課、幼稚園、保育所等と連携を図り、教育支援委員会の前の相談や面談がきめ細かく対応できるように取り組みます。	教育総務課
各学校では、学級の適正な配置や指導方法の改善を進めており、校内委員会を設置し、ケース会議や個別の指導計画・支援計画を作成しています。保護者の理解も深まり、特別支援学校・特別支援学級への就学者が増えつつあります。また、障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のため、教育委員会では特別支援教育支援員派遣事業を実施し、学校生活をサポートしています。平成29年度には34人の支援員を派遣しており、今後も、こうしたサポート事業の充実を図っていきます。	北浦教育文化研究所

具体的な内容	担当
角館小学校、生保内小学校、角館中学校には県事業で、通級指導教室を設置しており、市内のみならず特別支援教育のセンタ一校の役割を担っています。市内にあることを重要なこととらえ、各小中学校や関係課、関係機関と連携して、特別支援教育の推進に活かしていきます。	北浦教育文化研究所

イ. 卒業後の進路指導等

具体的な内容	担当
中学卒業後の進路については、保護者と相談のうえ、進学をアドバイスしており、継続して推進します。	特別支援学校
特別支援学校高等部を卒業後、一般就労に結び付く割合は低い状況であることから、特別支援学校では職場開拓や関係者のネットワークによる職場定着支援を続けています。職場定着に向けての支援、余暇活動の充実等の課題解決に向けて、特別支援学校と関係課・関係機関とのネットワークづくりを目指します。大曲支援学校せんぼく校を中心とし、仙北市障害者総合支援協議会、個別支援会議により、情報の共有、研修、個別支援についての検討を継続して実施します。	特別支援学校 ハローワーク 社会福祉課

(2) 就労の促進

①就労の促進

具体的な内容	担当
ハローワークと協力し、企業への啓発、障がい者雇用に関する制度周知の徹底と関係機関との連携強化の取り組みを継続します。	社会福祉課
仙北市役所においては、障がい者の職場配置について留意しています。今後もパートでの障がい者雇用の方向性、障がい者に限定した募集の方法、また、一部業務委託等の検討を行いながら、障がい者雇用の促進に努めます。	総務課
雇用に至らない障がい者に、希望する障害福祉サービス事業所等の情報を積極的に提供します。	指定相談支援事業所等 社会福祉課

②就労を支援する取り組み

具体的な内容	担当
就労に関する相談者には、ハローワーク、指定相談支援事業所や施設での支援で対応しています。今後もハローワーク、秋田障害者職業センター、秋田県南障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、施設関係者、市役所、企業等とのネットワークづくりに取り組むとともに企業との連携を深めながら、常に状況を把握し、継続して就労支援に努めます。	ハローワーク 指定相談支援事業所等
職業リハビリテーションについて、広く理解されていない状況といえます。情報収集、担当職員の知識を深め、できるだけ多くの人に職業リハビリテーションの機会が広がるように努めます。	社会福祉課
市役所や公共施設、福祉施設、民間事業所、関係機関等が、就労の体験や訓練をする場として広く活用できるように取り組みます。	社会福祉課
障がい者の雇用の維持・拡大と併せて、障害福祉サービス事業所に対する官公需の発注の増大を積極的に推進します。	社会福祉課 会計課

(3) 社会参加活動への参加促進

①生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進

具体的な内容	担当
生涯学習に関連する例としては、田沢湖公民館で手話教室が開催されています。しかし、障がい者が参加できる生涯学習の場は限られている状況であり、障がい者への余暇活動を支援することが課題です。まず、既存の事業について情報提供と体験活動の場を確保し、生涯学習課と社会福祉課、各公民館で連携した対応に努めます。	社会福祉課 生涯学習課
障がい者の社会参加の一環として、仙北市障がい者ふれあい芸能文化発表会を毎年開催しています。この活動を積極的に支援し、市民への啓発を行うとともに、障がい者の創作意欲を高め、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。	サービス提供事業所等 社会福祉課

②まちづくりへの参画

具体的な内容	担当
仙北市社会福祉協議会では、市からの委託事業で生活支援体制整備事業第2層協議体（支え合い協議体）を角館・田沢湖・西木3地区に設置し、地域で支え合うまちづくりを推進します。	仙北市社会福祉協議会
障がい者に対する市の各審議会委員、運営委員、各種役員の委嘱、団体立ち上げの支援や起業のための研修等について検討します。	社会福祉課

③障がい者団体の活動支援

具体的な内容	担当
手をつなぐ育成会、身体障がい者協会、視覚障がい者協会、難聴・中途失聴者団体連合会等が組織されており、各種行事等が行われています。社会福祉課等からの説明や出前講座、情報提供を図りながら、各種団体の活動を支援します。	社会福祉課

④参加しやすくするための取り組み

具体的な内容	担当
仙北市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを立ち上げ、さまざまなボランティア推進事業を実施しており、今後も継続して取り組みを支援します。	仙北市社会福祉協議会
コミュニケーション支援事業の利用により、外出の機会が拡大され、安心して外出できるように支援します。	社会福祉課

3 地域のバリアフリー化と安心づくり 《相互理解・生活環境》

現 状 等

昭和56年の国際障害者年を契機に、障がい者や障がい者福祉についての関心や理解が高まり、ノーマライゼーションの理念が普及してきました。平成16年の障害者基本法の改正では、障害者週間が規定されました。

このようなことからも、障がいや障がいのある人に対する理解は、少しずつ深まっているといえますが、障がいのある人の毎日の生活のなかには、障がいのない人が気づきにくいさまざまな障壁があると思われます。

また、障がいのない人にとっては、障がいについての理解の不足で、自分からふれあおうと思っても実践しにくくなっている場面も考えられます。なかでも、知的障がいや精神障がいに関する理解が不足していると思われることから、あらゆる機会をとらえ、地域ぐるみで啓発や広報活動を行い、障がいと障がいのある人への理解を深めていくことが求められます。

ハード面は道路や公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置等、バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備が進められるようになりました。障がい者が、安心して暮らせる環境づくりには、道路や公共施設等市全体の視点と、その人の暮らしや障がいの種別等の視点からとらえていく必要があります。身近な問題として、住まいや交通手段、生活情報等についても併せて検討していくことが課題です。

高齢者世帯の増加や障がいの重度化、障がい者を介護する家族の高齢化が進むなか、災害時や緊急時の不安は増大しており、災害時に支援が必要な人への支援体制を確保するため、避難行動要支援者台帳の整備を進めています。

«アンケート調査結果よりわかること»

- ◇障害者差別解消法についての認知度は、障がいのある当事者も4人に1人程度であり、今後一層の周知活動を進める必要があります。
- ◇障がいのある方が災害時にすぐ避難にすることができないことや、コミュニケーションに不安があるなど、多様な障がい特性があることの認識を深める学習や交流機会を増やしていくことが重要です。そのためには、地域・近所での日頃からの協力体制づくりを進め、緊急時に避難誘導する体制づくりへつなげられるような関係性の強化が、地域で暮らしやすい共生社会の第一歩として求められています。

施策の方向と主な事業

(1) 心のバリアフリーの推進

①福祉教育の推進

具体的な内容	担当
学校では、人権に関する学習が取り入れられていますが、地域ではボランティア参加や障がい者に対する理解が乏しい面があると思われます。今後は、ボランティア団体の育成、重要性の認識と啓発、ちょっとしたボランティア（ちょいボラ）の勧め等、子どもから大人まで広く活動に参加するきっかけづくりに関係機関と協力して取り組み、地域で支えあう活動につなげていけるように努めます。	教育総務課 生涯学習課
仙北市社会福祉協議会では、小学校、中学校、高等学校等へ助成金を支給するとともに、体験学習、福祉教育を協働で行っています。今後も継続して福祉教育を支援するとともに、連続性のある取り組みが各小中学校等で行われるように支援します。	仙北市社会福祉協議会

②相互理解と交流の推進

具体的な内容	担当
障がい者と地域が互いに理解するため、さらに気軽に交流できる場が必要です。今後は、地域の行事への参加促進、また、交流機会を拡充していきます。	社会福祉課
障がいのある人もない人も、社会の一員として地域のなかで生活するためにお互いに理解し合うことが大切です。そのためには、福祉教育による理解啓発が不可欠であり、地域と障がい者を橋渡しする役割を担う機関や人の育成に努めます。	社会福祉課 仙北市社会福祉協議会

③地域が支える活動の推進

具体的な内容	担当
仙北市地域福祉計画（平成25年度策定）に基づいて、障がい者と家族が希望した生活ができるよう地域の団体や住民の活動を積極的に推進します。	社会福祉課 子育て推進課 長寿支援課
聴覚障がい者に対する手話、要約筆記、筆談、視覚障がい者や下肢障がい者に対する誘導のほか、障がい者が普段から気軽に公共サービスを利用できるように、相談や啓発等に努めます。	社会福祉課 仙北市社会福祉協議会
仙北市社会福祉協議会では、市の委託事業として、寝たきり高齢者の通院のための外出支援事業を行っており、今後も事業を継続します。また、重度視覚障がい者のための同行援護事業も提供していきます。	仙北市社会福祉協議会
仙北市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、社会福祉ボランティア情報誌を定期的に発行しており、ボランティア活動の紹介と活動への参加を呼びかけます。	仙北市社会福祉協議会
仙北市社会福祉協議会では、ボランティア講座での体験学習の推進や総合的な学習の時間でのコーディネート等により、体験の機会を確保しています。このような機会を活用して、ボランティア活動や助け合いにつなげられるように支援します。	仙北市社会福祉協議会
仙北市社会福祉協議会では、認知症などのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な状態の人について、本人との契約により日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する助言や手続き、支払い等の援助を行います。	仙北市社会福祉協議会

（2）安心できる生活環境づくりの推進

①快適な生活環境づくり

ア．外だしやすく人に優しいまちづくりの促進

具体的な内容	担当
障害者差別解消法の施行により、市では不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ職員対応要領を策定しており、引き続き合理的配慮の提供に努めます。また、合理的配慮の提供について、地域の事業者等に対しても負担が重すぎない範囲で対応に努めるように周知していきます。	総務課 社会福祉課
幅員の狭い歩道や、道路内の障がい物が通行を阻害している部分の解消に努めていますが、隣接する敷地の所有者等の協力が必要な場合も多くあります。今後も、安全で円滑な道路交通を維持することを基本に、解消に取り組みます。	社会福祉課 建設課

具体的な内容	担当
歩行者の多い道路・場所には、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックが必要です。誰もが円滑に通行できるように、歩道の段差解消及び勾配の改善等を促進します。	社会福祉課 建設課
道路の段差解消や車いす対応トイレの整備、オストメイト対応のトイレ、歩きやすいよう溝の細やかなグレーチングの設置、ガイドヘルパーの設置を促進することが課題であり、今後、整備促進を図ります。	社会福祉課 建設課 観光課
JR角館駅、田沢湖駅では、ホームにエレベーターを設置して、車椅子利用者等の乗降客の利便性の向上を図っています。今後も高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）に基づき、必要な整備・改修を促進します。	社会福祉課 建設課 観光課
冬期交通の安全確保のため、仙北市除雪計画に基づき除雪作業を実施しています。長寿支援課では高齢者世帯等除雪支援事業を開始し、住宅の玄関から公道までの除雪費用の助成や、市で調査したそれぞれの特積雪量が概ね100cmを超える場合には、今後も増加が見込まれる場合には、住宅の雪下ろし費用についても助成します。	長寿支援課 建設課
道路整備、段差の解消、公園整備、トイレ整備について必要度の高い箇所等から取り組むとともに、さりげない親切、モラルの維持・向上等の意識づくりに努めます。	社会福祉課 建設課

イ. 公共施設のバリアフリー化の促進

具体的な内容	担当
市役所や病院等、公共的施設等のバリアフリー化についての調査を毎年度実施して状況を把握しており、この調査結果に基づき、不十分な施設のバリアフリー化に努めるため、必要性・緊急性を踏まえた計画的な取り組みの推進を図ります。	財政課 建設課
市で管理する公園内において、車いすでも容易に通ることができる遊歩道設置、見やすく理解しやすい案内表示や車いす使用者に対する専用駐車場スペースの確保に努めます。	建設課
県のバリアフリー情報を活用して、バリアフリー施設・設備の情報に関する資料を集約し、案内や地図の作成を検討します。あわせて、要約筆記者・手話通訳者等の確保と、利用する側の意識の向上を図るために啓発に努めます。	社会福祉課 財政課 建設課
仙北市社会福祉協議会では、障がい者専用駐車スペース確保のための啓発活動を、人が集まる病院やスーパーマーケット等で行っています。今後は活動範囲の拡大を図り、啓発活動が広がるように支援します。	仙北市社会福祉協議会

ウ. 障がいのある観光客に対する対応

具体的な内容	担当
観光関連施設のバリアフリー化、トイレの確保等を図り、障がい者（児）に優しいまちづくりに努めます。また、観光客への緊急時の対応について関係機関と連携し、研修を行います。	社会福祉課 観光課
介助ボランティア及びガイドヘルパーの確保に努め、車いすを押しながら観光ガイドをする車椅子観光ガイドボランティア等の育成を検討します。	観光課
観光のまちとして、誰もが訪れやすいまちづくりのためには、気がつきにくい部分を把握して、解決していくことが必要です。観光客の意見を聴取する機会を増やしながら、検討・改善につなげていきます。また、観光客に対して、障がい者に対応可能な施設等の情報提供に努めます。	観光課
角館中心部の観光施設や駐車場、庁舎では、車いすの貸出しを行っています。今後は、より円滑な貸借システムの確立と市全域の観光地での車いす貸出しを検討します。	観光課
仙北市社会福祉協議会では、観光客に車いす等福祉用具の貸出し、観桜会、祭典時のボランティアによる介助を行っており、継続した実施を支援するとともに、このような取り組みや福祉情報の提供を支援します。	仙北市社会福祉協議会

エ. 生活情報のバリアフリー化の促進

具体的な内容	担当
市民の誰もが障がいについての情報を入手できるようにしていくことが重要であり、広報紙への掲載、ウェブサイトの充実、リーフレットの作成・更新等を行い、情報提供手段の拡充を図ります。また、指定相談支援事業者等の会議や団体活動に積極的に参加して、障害者総合支援法の紹介や出前講座の開催に取り組むとともに、声の広報発行、手話通訳等の利用を促進します。	総務課 社会福祉課
市内で活動している視覚障がい者団体、声の広報ボランティア団体と協力して、視覚に不自由のある方々への情報提供に取り組みます。	総務課 社会福祉課
市内で活動している難聴者・中途失聴者団体、聴覚障がい者団体、手話通訳・要約筆記ボランティア団体等と協力して、聴覚に不自由のある方々への情報提供に取り組みます。	社会福祉課
コミュニケーションがスムーズに行えるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成に積極的に取り組みます。	社会福祉課

具体的な内容	担当
障がいのある人がパソコン等を活用して必要な情報収集や情報交換ができるように支援するとともに、ウェブサイトの充実を図り、障がいのある人が必要とする地域情報の提供に努めます。	社会福祉課 総務課
外見では障がいがあるとわからなくても、援助や配慮を必要とされる方が必要な援助を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。	社会福祉課 観光課

②安全対策

ア. 防災対策の推進

具体的な内容	担当
仙北市地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者等災害時に支援が必要な人の安全確保について推進します。また、パッケージ型地図情報システムにより、高齢者や障がい者の把握に努め、災害時の安全・迅速な避難誘導ができるよう避難行動等支援者避難支援計画を策定します。	社会福祉課 長寿支援課 子育て推進課 総合防災課
地域の協力を得て、協力員、民生児童委員や地域の集落の会長等地域ぐるみの安否確認等できる体制づくりや、長寿支援課で実施している高齢者世帯の救急医療情報キット「Q救ちゃん」の活用拡大を図り、連携して要支援者の実態把握と安全対策に努めます。	社会福祉課 長寿支援課 総合防災課
仙北市障害者総合支援協議会においては、関係機関等と連携を図って、要支援者の防災意識を高めるため、研修会への参加や外部講師等を招いた勉強会等を開催します。	社会福祉課 総合防災課
民生児童委員や日常生活自立支援事業生活支援員と協力して、障がい者が犯罪に遭わないよう防犯に努めます。	社会福祉課
災害・緊急時の対応、連絡網等を関係課・関係機関に周知・徹底します。	社会福祉課 総合防災課

イ. 緊急時の対応

具体的な内容	担当
緊急通報システムが整備されていますが、必要な人が適切に利用できるように、情報提供に努めます。	社会福祉課 長寿支援課
災害対策と同様に、緊急時の対応についても地域ぐるみで安否確認ができる体制づくりと、必要な情報や必要な支援・援助についての把握方法について検討します。	社会福祉課 長寿支援課 総合防災課
災害時に市の要請に応じて支援を要する人を受け入れる福祉避難所について、3社会福祉法人（5施設）と協定締結しました。今後も福祉施設や関係課と連携をとりながら市民の安全・安心に努めます。	社会福祉課 包括支援センター 長寿支援課
災害時に障がいの特性を理解し支援できる「障がい者のための防災避難所」について、施設の状況を確認し、協定の締結を進めます。	社会福祉課 総合防災課

③住まいの改善・整備

具体的な内容	担当
障がい者が在宅で過ごせるよう、障害者住宅整備資金貸付制度、重度障害者等日常生活用具給付等事業にて住宅改修費支給事業を実施しています。必要な人が利用できるように、助成制度について周知を図るとともに、日常生活用具の利用を促進します。あわせて、住宅のバリアフリーや福祉用具に関する相談等に対応し、在宅生活の支援に努めます。	社会福祉課 建設課
一般住宅の新築やリフォームした建築物については、バリアフリー化率が向上していますが、既存住宅については把握できていない状況にあります。今後は、安全で住みやすく暮らしやすい居住空間となるよう、助成制度を周知しバリアフリー化を促進します。	社会福祉課 建設課

IV 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

IV 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本事項

(1) 計画の基本的理念

「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとされています。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	<p>共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスの提供体制の整備を進めます。</p>
2. 実施主体の市町村を基本とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	<p>障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村が実施主体に、身体障がい者、知的障がい者、発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む精神障がい者並びに難病患者等の障がい者（児）を対象としたサービスの充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。</p>
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	<p>障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。</p>
4. 地域共生社会の実現に向けた取組	<p>地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」にわかれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、1. 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、2. 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組、3. 専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を基本に、計画的に推進することを目指します。</p>
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援	<p>障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することを基本に、障がい児支援体制の強化を図ります。</p>

(2) 計画の成果目標

①福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者の9%以上が地域生活に移行するとともに、平成32年度末時点の入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減することを基本とする。

【現状及び考え方】

平成28年度末時点の施設入所者数は69人でした。

国の基本指針によれば、平成32年度末までにそのうちの9%（7人）が地域生活への移行を目指すことになります。

しかしながら、市では地域移行の取り組みが開始されてまだ間もないことや、施設入所者の意向に大きな変化がないことから、市独自の目標数値を設定し、地域生活移行の取り組みを進めていくものとします。

項目	数 値	備 考
平成28年度末時点の入所者数（A）	69人	平成28年度末時点の入所者
目標年度の入所者数（B）	72人	平成32年度末時点の入所者見込み
【目標値】 地域生活移行者数（C）	7人	平成28年度末時点からの施設入所から地域生活への移行者見込み
	10.1%	移行割合（C／A）
【目標値】 削減見込み（率）	-3人	平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	-4.3%	削減割合（A-B／A）

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）を設置する。

【現状及び考え方】

国が定める基本指針に基づき、平成32年度までに設置を目指します。

項目	数 値	備 考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	平成32年度までに圏域もしくは市において設置

③地域生活支援拠点等の整備

【国の基本方針】

平成32年度末までに、市町村または、各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする。

【現状及び考え方】

相談、体験の機会と場、緊急時の受け入れ・対応、担い手の専門性、地域の体制づくりなどの機能を備えた地域生活支援の拠点について、市で平成31年4月までに1か所整備する予定です。

項目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成31年4月までに整備予定

④福祉施設から一般就労への移行等

ア. 一般就労への移行

【国の基本方針】

平成32年度末までに、平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

【現状及び考え方】

一般就労への移行者数は、平成28年度は3人でした。

これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて、平成32年度までに福祉施設から一般就労への年間移行者数を5人とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末時点の年間移行者数	3人	平成28年度の一般就労移行者数
【目標値】 平成32年度末時点の年間移行者数	5人	平成28年度実績の1.5倍以上

イ. 就労移行支援利用者数の増加

【国の基本方針】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

【現状及び考え方】

就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度は9人でした。

これまでの実績を踏まえて、平成32年度までに就労移行支援事業の利用者数を11人とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成28年度末時点の利用者数	9人	平成28年度の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 平成32年度末時点の利用者数	11人	平成28年度実績の2割以上とする

ウ. 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

【国の基本方針】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

【現状及び考え方】

国が定める基本指針に基づき、平成32年度までに5割以上とすることを目指します。

項目	数値	備考
【目標値】 就労移行率の高い事業所の割合	100%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上となる事業所割合を平成32年度末までに5割以上とする

エ. 就労定着支援事業による職場定着の促進

【国の基本方針】

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

【現状及び考え方】

国が定める基本指針に基づき、支援開始1年後の定着率を8割以上とすることを目指します。

項目	数値	備考
【目標値】 就労定着支援事業による支援開始1年後の就労定着率	80%	各年度における支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする

⑤障がい児支援の提供体制の整備**ア. 障がい児発達支援センターの整備****【国の基本方針】**

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【現状及び考え方】

国が定める基本指針に基づき、平成32年度までに設置を目指します。

項目	数値	備考
障がい児発達支援センターの整備	1か所	平成32年度までに市において設置

イ. 保育所等訪問支援を利用する体制の構築**【国の基本方針】**

平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用する体制を構築することを基本とする。

【現状及び考え方】

国が定める基本指針に基づき、平成32年度までに利用できる体制の構築を目指します。

項目	数値	備考
保育所等訪問支援を利用する体制の構築	1か所	平成32年度までに市において利用できる体制を構築

**ウ. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び
放課後等デイサービスの整備**

【国の基本方針】

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村または、各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【現状及び考え方】

国が定める基本指針に基づき、平成32年度までに設置を目指します。

項目	数値	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備	1か所	平成32年度までに圏域もしくは市において設置

**エ. 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の
関係機関の協議の場の整備**

【国の基本方針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援の連携を図るために協議の場を設けることを基本とする。

【現状及び考え方】

国が定める基本指針に基づき、平成30年度までに設置を目指します。

項目	数値	備考
医療的ケア児支援のための協議の場の整備	1か所	平成30年度までに圏域もしくは市において設置

2 事業の展開

(1) サービスの体系

障がい者への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型からなる「指定障害福祉サービス」(全国同一内容のサービス)、「相談支援」、「障がい児支援」の自立支援給付事業と「地域生活支援事業」となります。「地域生活支援事業」は、「必須事業」と「任意事業」があり、市町村が主体的に利用料等具体的な内容を地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。

【障害者総合支援法に基づくサービスの体系】

	施策の方向	主な事業
自立支援給付事業	(1) 訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型） ⑤就労定着支援 ※新規事業 ⑥療養介護 ⑦短期入所（福祉型・医療型）（ショートステイ）
	(3) 居住系サービス	①自立生活援助 ※新規事業 ②共同生活援助（グループホーム） ③施設入所支援
	(4) 相談支援	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援

	施策の方向	主な事業
自立支援給付事業	(5) 障がい児支援 (日中活動系サービス・ 障がい児相談支援)	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等ティーサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 ※新規事業 ⑥障害児相談支援 ⑦障害児入所支援（福祉型・医療型） ※新規事業 ⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 ※新規事業
	(6) 自立支援関係給付	①自立支援医療 ②補装具の交付・修理
地域生活支援事業	(1) 必須事業	①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③手話奉仕員養成研修事業 ※新規事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥成年後見制度利用支援事業 ⑦成年後見制度法人後見支援事業 ※新規事業 ⑧自発的活動支援事業 ※新規事業 ⑨地域活動支援センター事業
	(2) 任意事業	①福祉ホーム事業 ②訪問入浴サービス事業 ③更生訓練費支給事業 ④日中一時支援事業 ⑤生活サポート事業 ⑥社会参加促進事業

(2) 自立支援給付事業の推進

①訪問系サービス

【事業名と内容】

事業名	内 容
①居宅介護	自宅で、入浴・排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
②重度訪問介護	在宅の常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がい者で行動障がいを有する人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。平成30年4月1日より、日常的に重度訪問介護を利用して、医療機関に入院した方においても、入院中の医療機関にて引き続き利用できるようになります。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
④行動援護	知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【第4期計画見込みと実績】

事業名	区分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護等 ※①～⑤の合計	見込み	人	23	24	25
		時間/月	327	342.6	357.2
	実 績	人	20	14	12
		時間/月	285	131	112

※平成29年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第5期計画見込み】

事業名	単位	平成28年度 実績値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①居宅介護	人	11	10	11	12
	時間/月	103	100	110	120
②重度訪問介護	人	1	2	2	2
	時間/月	13	30	30	30
③同行援護	人	2	3	3	3
	時間/月	15	30	30	30
④行動援護	人	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
⑤重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
合 計	人	14	15	16	17
	時間/月	131	160	170	180

【施策の方向】

- ・訪問系サービスは居宅における生活支援のためのサービスであり、利用希望が多いことから、引き続き質の高い必要な量のサービスを提供できるように努めます。
- ・指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。
- ・市内に指定事業者が少なく、訪問系サービスの需要が多いことから、既存の介護保険事業者等にも働きかけます。

②日中活動系サービス

【事業名と内容】

事業名	内 容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を目指し、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤就労定着支援 ※新規事業	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
⑥療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑦短期入所 (福祉型・医療型) (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 「福祉型」は、障害者支援施設等において行い、「医療型」は、病院、診療所、介護老人保健施設において行います。

【第4期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①生活介護	見込み	人	100	102	104
		人日/月	2,050	2,091	2,132
	実績	人	97	99	100
		人日/月	1,916	1,982	2,038
②自立訓練（機能訓練）	見込み	人	1	1	1
		人日/月	23	23	23
	実績	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
③自立訓練（生活訓練）	見込み	人	8	8	8
		人日/月	200	200	200
	実績	人	7	1	0
		人日/月	151	12	0
④就労移行支援	見込み	人	2	2	2
		人日/月	46	46	46
	実績	人	3	4	3
		人日/月	59	78	60
⑤就労継続支援（A型）	見込み	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	実績	人	0	1	1
		人日/月	0	11	16
⑥就労継続支援（B型）	見込み	人	60	62	64
		人日/月	900	930	960
	実績	人	50	51	51
		人日/月	765	792	880
⑦療養介護	見込み	人	8	8	8
	実績	人	7	7	6
⑧短期入所（福祉型） （ショートステイ）	見込み	人	11	12	13
		人日/月	110	120	130
	実績	人	6	4	8
		人日/月	75	22	79

※平成29年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第5期計画見込み】

事業名	単位	平成28年度 実績値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①生活介護	人	99	102	108	110
	人日/月	1,982	2,040	2,160	2,200
②自立訓練（機能訓練）	人	0	1	1	1
	人日/月	0	20	20	20
③自立訓練（生活訓練）	人	1	1	1	1
	人日/月	12	20	20	20
④就労移行支援	人	4	6	8	10
	人日/月	78	120	160	200
⑤就労継続支援（A型）	人	1	1	1	1
	人日/月	11	20	20	20
⑥就労継続支援（B型）	人	51	55	60	62
	人日/月	792	1,110	1,200	1,240
⑦短期入所（福祉型） （ショートステイ）	人	4	10	14	16
	人日/月	22	100	140	160
⑧短期入所（医療型） （ショートステイ）	人	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0

【施策の方向】

- ・指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。
- ・生活介護の需要が多いことから、基準該当障害福祉サービス事業所の指定について、既存の介護保険事業者等にも働きかけます。
- ・平成30年度より新規サービスの就労定着支援が始まります。

基準該当障害福祉サービス事業所とは

指定障害福祉サービスの基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たしており、市町村が認めた場合は障害福祉サービスが提供できる事業所になります。

③居住系サービス

【事業名と内容】

事業名	内 容
①自立生活援助 ※新規事業	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいの方の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
③施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

【第4期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
②共同生活援助 (グループホーム)	見込み	人	18	20	22
	実績	人	15	18	18
③施設入所支援	見込み	人	68	68	67
	実績	人	67	68	69

※平成29年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第5期計画見込み】

事業名	単位	平成28年度 実績値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①自立生活援助 ※新規事業	人	—	1	1	1
②共同生活援助 (グループホーム)	人	18	18	23	23
③施設入所支援	人	68	70	72	72

【施策の方向】

- ・グループホームについては、サービスを担う事業者の新規開設を促し計画的な整備を進め、必要量の確保に努めます。
- ・平成30年度より新規サービスの自立生活援助が始まります。

④相談支援

【事業名と内容】

事業名	内 容
①計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
②地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
③地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【第4期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①計画相談支援	見込み	人	210	215	220
	実績	人	27	31	32
②地域移行支援	見込み	人	1	2	4
	実績	人	0	0	0
③地域定着支援	見込み	人	0	0	0
	実績	人	0	0	0

※平成29年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第5期計画見込み】

事業名	単位	平成28年度 実績値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①計画相談支援	人	31	33	34	35
②地域移行支援	人	0	1	1	1
③地域定着支援	人	0	1	1	1

【施策の方向】

- ・計画相談支援について、サービス等利用計画に関する連絡、調整が適切に行われるよう、相談支援事業所などとの連携により相談支援の充実に努めます。また、新規事業所参入の推進を図り、特定支援事業所の確保に努めます。
- ・地域移行支援について、住居の確保やサービス等の適切な支援が行えるよう関係機関が連絡調整を行い、施設入所者の地域生活を推進していきます。

⑤障がい児支援（日中活動系サービス・障がい児相談支援）

【事業名と内容】

事業名	内 容
①児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
②医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。
③放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
④保育所等訪問支援	障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援 ※新規事業	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、児童発達支援と同様のサービスを行います。
⑥障害児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。
⑦障害児入所支援 (福祉型・医療型) ※新規事業	障がい児の入所時の支援を行います。 「福祉型」については、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行います。 「医療型」については、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。
⑧医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置 ※新規事業	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

【第4期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①児童発達支援	見込み	人	2	2	2
		人日/月	4	3.5	3
	実績	人	3	1	1
		人日/月	9	3	3
②医療型児童発達支援	見込み	人	1	1	1
		人日/月	10	10	10
	実績	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
③放課後等デイサービス	見込み	人	—	—	—
		人日/月	—	—	—
	実績	人	0	1	1
		人日/月	0	3	2
④保育所等訪問支援	見込み	人	—	—	—
		人日/月	—	—	—
	実績	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
⑥障害児相談支援	見込み	人	7	7	7
	実績	人	1	1	2

※平成29年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第5期計画見込み】

事業名	単位	平成28年度 実績値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①児童発達支援	人	1	1	1	1
	人日/月	3	2	3	4
②医療型児童発達支援	人	0	1	1	1
	人日/月	0	5	5	5
③放課後等デイサービス	人	1	16	16	16
	人日/月	3	172	172	172
④保育所等訪問支援	人	0	1	1	1
	人日/月	0	2	2	2
⑤居宅訪問型児童発達支援 ※新規事業	人	—	1	1	1
	人日/月	—	2	2	2
⑥障害児相談支援	人	1	4	4	4
⑦福祉型障害児入所支援 ※新規事業	人	—	1	1	1
⑦医療型障害児入所支援 ※新規事業	人	—	1	1	1
⑧医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置 ※新規事業	人	—	1	1	1

【施策の方向】

- ・児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業所などとの連携により、相談支援等の充実に努めます。
- ・平成30年度より新規サービスの居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が始まります。

⑥自立支援関係給付

【事業名と内容】

事業名	内 容
①自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療に一本化されました。自立支援医療では、指定自立支援医療機関（具体的には受給者証に記載された医療機関）において治療や調剤、訪問看護等を受ける必要があります。
②補装具の交付・修理	身体障がい者及び厚生労働省が定める358疾病の難病等の方の日常生活や社会生活の向上を図るため、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために、障がいの内容・程度により必要な用具（補装具）の支給を行います。※所得制限あり

【施策の方向】

- ・自立支援医療については、平成18年4月に従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の公費負担医療制度が一本化され、「自立支援医療」となりました。指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割が自己負担になりますが、所得等に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようになっています。
- ・補装具の交付・修理については、日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うため、障がいの内容等により、必要な用具（補装具）の支給や修理を行います。支給決定は市が実施するため、相談等適切な対応に努めます。
- ・平成30年度より、成長に伴い短期間での交換が必要となる障がい児や障がいの進行により短期間の利用が想定される場合などは、補装具の貸与を受けることができます。

(3) 地域生活支援事業の推進

①必須事業

【事業名と内容】

事業名	内 容
①相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者またはその介護を行う者に対し、福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助等を行います。利用者負担はありません。
②コミュニケーション支援事業	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。利用者負担はありません。
③手話奉仕員養成研修事業 ※新規事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
④日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。利用者負担は原則1割負担となります。
⑤移動支援事業	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者に対し、人員を派遣し外出の際に必要な支援を行います。利用者負担は原則1割負担となります。
⑥成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分となった人に代わって、市長が成年後見等の開始等の審判請求を行います。審判請求に係る費用などの負担はありますが、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難と認める者は市から助成が受けられます。
⑦成年後見制度 法人後見支援事業 ※新規事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
⑧自発的活動支援事業 ※新規事業	障がい者とその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
⑨地域活動支援センター事業	障がい者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。事業形態により「基礎的事業」と「機能強化事業（Ⅰ型～Ⅲ型）」にわかれます。

【第4期計画見込みと実績】

事業名	事業内訳	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①相談支援事業		見込み	2事業所 一件	2事業所 一件	2事業所 一件
		実績	2事業所 871件	2事業所 699件	1事業所 1,131件
		見込み	5人	5人	5人
		実績	6人	9人	12人
②コミュニケーション支援事業	手話通訳者等派遣事業	見込み	4人	4人	4人
		実績	3人	7人	4人
	要約筆記者等派遣事業	見込み	0件	1件	1件
		実績	1件	0件	2件
④日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	見込み	0件	1件	1件
		実績	4件	2件	2件
	自立生活支援用具	見込み	0件	1件	1件
		実績	0件	0件	4件
	在宅療養等支援用具	見込み	2件	2件	2件
		実績	5件	3件	5件
	情報・意思疎通支援用具	見込み	572件	590件	600件
		実績	569件	558件	530件
	排泄管理支援用具	見込み	1件	1件	2件
		実績	2件	1件	1件
⑤移動支援事業	個別支援型	見込み	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
⑥成年後見制度利用支援事業		見込み	2人	2人	2人
		実績	2人	0人	1人
⑨地域活動支援センター事業		見込み	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人

※平成29年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第5期計画見込み】

事業名	事業内訳	平成28年度 実績値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①相談支援事業		2事業所	1事業所	1事業所	1事業所
		699件	1,200件	1,300件	1,400件
②コミュニケーション支援事業	手話通訳者等派遣事業	9人	12人	12人	12人
	要約筆記者等派遣事業	7人	4人	4人	4人
③手話奉仕員養成研修事業 ※新規事業		0回	0回	1回	1回
④日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	0件	1件	2件	2件
	自立生活支援用具	2件	2件	2件	2件
	在宅療養等支援用具	0件	1件	2件	2件
	情報・意思疎通支援用具	3件	5件	4件	4件
	排泄管理支援用具	558件	590件	600件	600件
	住宅改修費	1件	2件	2件	2件
⑤移動支援事業	個別支援型	0人	1人	1人	1人
⑥成年後見制度利用支援事業		0人	2人	2人	2人
⑦成年後見制度法人後見支援事業 ※新規事業		—	(実施有無) 無	(実施有無) 無	(実施有無) 有
⑧自発的活動支援事業 ※新規事業		—	(実施有無) 無	(実施有無) 無	(実施有無) 有
⑨地域活動支援センター事業	基礎的事業	—	登録者数 1人	登録者数 1人	登録者数 1人
	機能強化事業	—	登録者数 1人	登録者数 1人	登録者数 1人

【施策の方向】

- ・相談支援事業については、障がい者が気軽に相談することができ、多様な相談内容に対応し、円滑にサービスが提供できるよう、専門的な知識のある人材を配置している事業所への啓発を図り、相談支援体制の強化を図ります。
- ・平成30年度より新規サービスの手話奉仕員養成研修事業、成年後見制度法人後見支援事業、自発的活動支援事業が始まります。

②任意事業

【事業名と内容】

事業名	内 容
①福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由で自宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用や日常生活に必要な支援を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。
②訪問入浴サービス事業	介護保険の訪問入浴を利用することができない障がい者に対し、自宅へ訪問し入浴サービスを提供することにより、身体の清潔や心身機能の維持を図ります。利用者は原則1割負担となります。
③更生訓練費支給事業	就労移行支援または自律訓練を受けている障がい者で社会復帰のための更生訓練を受けている者に対し、更生訓練費（文房具、書籍などの更生訓練に必要な経費）を支給します。
④日中一時支援事業	日中、監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。利用者負担は利用時間などにより異なります。
⑤生活サポート事業	障害支援区分の認定において非該当と判定され、調理、洗濯、掃除等の家事援助が必要と認められた障がい者に対し、サービスを提供します。利用者は原則1割負担となります。
⑥ 促 社 進 会 事 參 業 加	障害者等芸術・文化講座開催等事業 作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表会等を開催し、芸術・文化活動の振興を図ります。
	声の広報等発行事業 視覚障がい者や寝たきりで広報誌を読むことが困難な高齢者に対し、テープに録音した広報を配布します。

【第4期計画見込みと実績】

事業名		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①福祉ホーム事業	見込み	1人	1人	1人	1人
	実績	5人	0人	0人	0人
②訪問入浴サービス事業	見込み	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人	1人
③更生訓練費支給事業	見込み	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人	0人
④日中一時支援事業	見込み	20人	22人	24人	24人
	実績	19人	30人	36人	36人
⑤生活サポート事業	見込み	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人	0人
⑥ 促 社 進 会 事 參 業 加	障害者等芸術・文化講座開催等事業	見込み	1回	1回	1回
	声の広報等発行事業	実績	1回	1回	1回
		見込み	2団体	2団体	2団体
		実績	2団体	2団体	2団体

※平成29年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第5期計画見込み】

事業名	平成28年度 実績値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①福祉ホーム事業	0人	0人	1人	1人
②訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人	1人
③更生訓練費支給事業	0人	1人	1人	1人
④日中一時支援事業	30人	20人	22人	24人
⑤生活サポート事業	0人	1人	1人	1人
⑥ 促 進 会 事 業 參 加	障害者等芸術・文化 講座開催等事業	1回	1回	1回
	声の広報等発行事業	2団体	2団体	2団体

【施策の方向】

- 各事業が利用者へ円滑に提供できるよう、事業の支援体制を整備します。

V 計画の推進体制と進行管理

V 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制の整備と進行管理

障がい者が地域で自立して生活していくためには、障がい者やその家族、障がい者団体の意見・要望等を活かしていくとともに、福祉・保健・保育・教育・就労などの幅広い分野の横断的な連携や地域内の多様な社会資源のネットワーク化が必要不可欠です。

本計画では、さまざまな関係者及び関係機関との連携や協働を推進し、行政、事業者、市民が一体となって障がい者を支えるネットワークの構築を目指していきます。また、関係機関との情報の共有化を図り、総合的な推進体制の整備の強化に努めるとともに、さまざまな事業等を通じ、障がい特性を考慮した情報提供を行い、障がい者施策や保健福祉施策への認識を高めていきます。

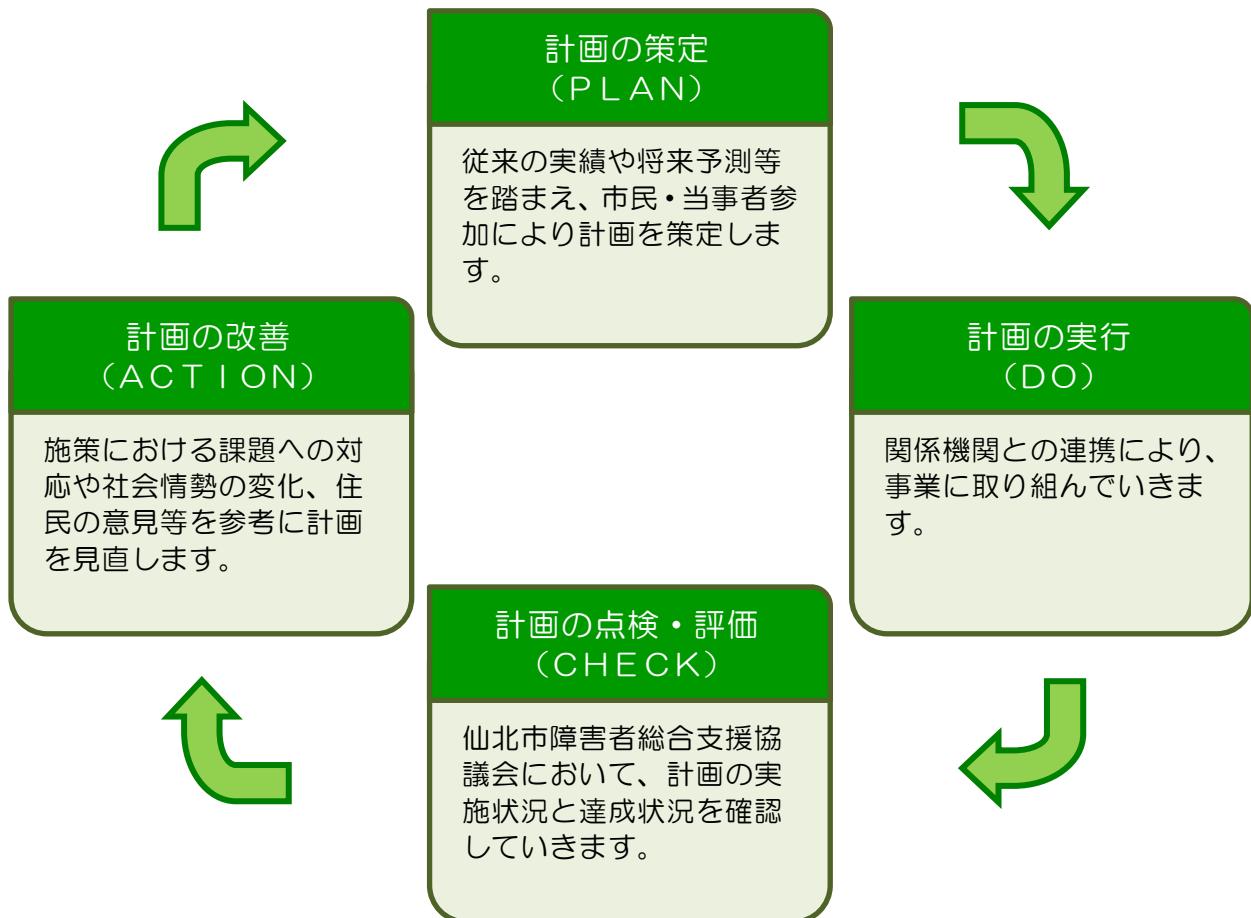
仙北市障害者総合支援協議会では、「P D C A サイクル」に基づいた計画の推進と進行管理を行うとともに、計画期間のなかで少なくとも年1回は成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。また、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、相談支援事業についての中立・公平性の確保や、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた取り組みを推進していきます。

さらに、この計画に掲げた施策については、国や秋田県が実施する各種事業や制度を活用するとともに、連携を図りながら実施していきます。

市だけでは解決できないさまざまな広域的・専門的課題については、近隣市町、国や県とも緊密に連携を取り、必要に応じて意見、要望していきます。

本計画で今後検討する事項とした課題については、継続して取り組むとともに、進捗状況や効果の評価結果や今後の社会情勢の変化、新たな国・県の施策、近隣市町や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて弾力的に見直していきます。

【計画におけるP D C Aサイクルのプロセス】



資 料 編

資 料 編

1 仙北市障害者総合支援協議会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日訓令第 22 号
改正

平成 19 年 4 月 1 日訓令第 3 号
平成 21 年 4 月 1 日訓令第 1 号
平成 25 年 7 月 1 日訓令第 23 号

仙北市障害者総合支援協議会設置要綱 (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として仙北市障害者総合支援協議会（以下この要綱において「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の機能を有する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) その他市長が認める事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は次に掲げるものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 雇用機関関係者
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 地域福祉関係者
- (9) 関係行政機関職員
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(運営委員会)

第4条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会を置く。

2 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、第 4 条に規定する構成員のうちから市長が委嘱する。

- 3 委員の任期は委嘱の日から 2 年間とする。
- 4 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(サブ協議会)

第5条 協議会は、運営委員会の分野別にサブ協議会を置くことができる。

2 サブ協議会は、協議事項の内容に応じて構成員の一部でもって開催することができる。

(委任)

第6条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第 4 条第 7 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 7 月 1 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 仙北市障害者総合支援協議会委員名簿

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

専門分野	団体・施設名	役職	氏名
相談支援事業者	指定相談支援事業所「愛仙」	管理者	佐藤 義和
サービス事業者	秋田ふくしハートネット	理事長	◎ 久米 力
保健医療関係者	市立角館総合病院	社会福祉士	茂木 世輝子
保健医療関係者	市民福祉部保健課	保健師	草彅 照美
教育関係者	大曲支援学校せんぼく校	進路指導主事	石川 裕子
教育関係者	北浦教育文化研究所	所長	三浦 政喜
児童福祉関係者	ひのきない認定こども園	園長	佐々木 真貴子
雇用機関関係者	大曲公共職業安定所角館出張所	就職促進指導官	小林 義則
障がい者団体関係者	仙北市身体障がい者協会	会長	小杉 英夫
障がい者団体関係者	仙北市視覚障がい者協会	会長	藤原 達朗
障がい者団体関係者	秋田県手をつなぐ育成会	理事	田口 ひとみ
地域福祉関係者	仙北手話サークル「こだち」	代表	○ 小松 龍子
地域福祉関係者	仙北市社会福祉協議会	次長兼 角館支所長	鈴木 礼子
関係行政機関職員	仙北市包括支援センター	社会福祉士	古賀 亮子
学識経験者	仙北市民生児童委員協議会	副会長	佐藤 義直

◎：会長 ○：副会長

3 仙北市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、障がい者福祉の推進について、広く市民の意見を聴取するため、仙北市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、仙北市障害者総合支援協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定するサブ協議会として地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たすものとする。

(所掌事務)

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

（1）計画の策定に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、要綱第3条に規定する構成員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(会長及び委員会)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行月日)

1 この要綱は平成29年10月1日から施行する。

(最初の会議)

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。
(失効)
- 3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

4 仙北市障がい者計画等策定委員会委員名簿

任期 平成29年10月1日～平成30年3月31日

専門分野	団体・施設名	役職	氏名
相談支援事業者	指定相談支援事業所「愛仙」	管理者	佐藤 義和
サービス事業者	秋田ふくしハートネット	理事長	◎ 久米 力
保健医療関係者	市立角館総合病院	社会福祉士	茂木 世輝子
保健医療関係者	市民福祉部保健課	保健師	草彅 照美
教育関係者	大曲支援学校せんぼく校	進路指導主事	石川 裕子
教育関係者	北浦教育文化研究所	所長	三浦 政喜
児童福祉関係者	ひのきない認定こども園	園長	佐々木 真貴子
雇用機関関係者	大曲公共職業安定所角館出張所	就職促進指導官	小林 義則
障がい者団体関係者	仙北市身体障がい者協会	会長	小杉 英夫
障がい者団体関係者	仙北市視覚障がい者協会	会長	藤原 達朗
障がい者団体関係者	秋田県手をつなぐ育成会	理事	田口 ひとみ
地域福祉関係者	仙北手話サークル「こだち」	代表	○ 小松 龍子
地域福祉関係者	仙北市社会福祉協議会	次長兼 角館支所長	鈴木 礼子
関係行政機関職員	仙北市包括支援センター	社会福祉士	古賀 亮子
学識経験者	仙北市民生児童委員協議会	副会長	佐藤 義直

◎：会長 ○：副会長

5 用語説明（五十音・アルファベット順）

■アクセシビリティ

施設や設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさを指すもの。

■オストメイト

がんや事故により消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部ストマ（人口肛門・人口膀胱）を造設した人をいう。

■グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のことである。一般社会に溶け込むように生活をすることが理想とされ、そこで提供されるサービスを在宅サービスに位置付けている。

■ケアホーム（共同生活介護）

障がい者につき、主として夜間において共同生活を営むべき住居で、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の必要な便宜を供与する事業。平成26年4月の法改正により、グループホームへ一元化されている。

■合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なるが、重すぎる負担があるときでも、障がいのある人へ負担が重すぎる理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切である。

■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

■ジョブコーチ

知的障がい者、精神障がい者等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障がい者の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前はもとより、就職後においても個々の障がいの特性を踏まえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

■職業リハビリテーション

障がい者の就労希望や相談を受け、働くため課題を把握して作業訓練、実習、職業に関する相談、具体的な就職への支援、就労後の相談や働く場所との調整などを行うこと。

■成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人について、契約の締結をかわりに行う代理人の選任や、本人の誤った判断により締結した契約を取り消すことができるなど、不利益から守るための制度。

■相談支援事業

指定を受けた事業所が、障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。

■特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

■バリアフリー

障がい者や高齢者が社会生活に参加するうえで生活支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、または取り除いた状態のこと。

■要約筆記

聴覚障がい者などへの情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいう。要約筆記の作業に従事する人を要約筆記者（奉仕員）と呼ぶ。手話通訳の他に最近は、パソコンをプロジェクトに接続し、音声情報をテキストに入力してスクリーン提供するなど方法などがある。

■ユニバーサルデザイン

老若男女といった差異、障がい・能力等の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

■リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々とともに、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

■ADHD: Attention Deficit / Hyperactivity Disorder（注意欠陥／多動性障害）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■LD : Learning Disabilities（学習障害）

基本的には全般的な知的発達に遅れないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

仙北市第3次障がい者計画 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画

平成19年3月 発行
平成21年3月 改正
平成24年3月 改正
平成27年3月 改正
平成30年3月 改正

編集・発行 仙北市 市民福祉部 社会福祉課

〒014-0592 秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47番地
TEL 0187-43-2288 FAX 0187-47-2116
仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>